

◎開会及び開議の宣告

○石山米男 議長 おはようございます。

25番佐藤功議員から、遅刻する旨の届け出があります。

ただいまから平成22年第7回横手市議会12月定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○石山米男 議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、18番齋藤光司議員、19番遠藤忠裕議員を指名いたします。

◎会期の決定について

○石山米男 議長 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、本日から12月15日までの21日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 ご異議なしと認めます。したがって、会期は21日間と決定いたしました。

◎議長報告について

○石山米男 議長 日程第3、議長から議長報告、監査委員から例月現金出納検査報告書が提出されましたので、お手元に配付しております。

◎市長の当面の市政運営についての所信説明

○石山米男 議長 日程第4、市長より当面の市政運営についての所信説明を求めます。市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

○五十嵐忠悦 市長 おはようございます。

平成22年12月、横手市議会定例会の開会に当たり、市政運営に関する基本的な考え方として所信を述べさせていただくとともに、当面する市政の重要課題についてご説明申し上げ、市民の皆様並びに議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。

初めに、今年の9月と10月は、「よこて黄金月間2010」と銘打ち、期間中に開催されるイベントを早期から周知し、また、市内では初めてとなるイベントFMにより、当日の状況の生放送など、新鮮

な情報もお伝えしたところ、多くのお客様でにぎわいました。

特に、10月下旬に開催された北海道・東北B-1グランプリ in 横手には、これまで全国大会でワールドグランプリを獲得した各団体も出店し、2日間で12万4,000人のお客様が各会場を訪れました。

また、その他のイベントもおおむね盛況のうちに幕を閉じることができ、市民の皆様の参加とご協力に心より感謝を申し上げます。

さて、春先の低温や夏の猛暑などで、今年の農作物の生育について心配しておりましたが、水稻の作況指数は県南においてはやや不良となり、農家の皆様には米価の低下傾向に追い打ちをかける厳しい結果となりました。

また、菅首相が交渉参加に向けて関係国との協議を開始すると述べた環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）は、原則として参加国間の関税は完全に撤廃することを目指しており、この参加により、我が国の農業は壊滅的な影響を受けると推測されております。

この協定は、貿易や各種サービスにおける各国の経済的な障壁を取り除き、経済成長を目指すものですが、農業については国際競争力の強化やセーフティーネットの構築が絶対に必要であると考えます。国は、農業構造改革推進本部（仮称）を新設し、来年6月をめどに基本方針を策定するとしておりますが、本市における農業政策の方向性を見きわめるため、早急な提示が望まれます。

さて、国の1次補正予算により、円高、デフレ対応のための緊急総合経済対策が今年度実施されますが、来年度予算に関しては、政権政党のマニフェストに基づき実施されている事業であっても、財源不足などにより軌道修正を余儀なくされているようです。

市においても、人口減少や地域経済の低迷など、厳しい状況はまだ続くものと思われませんが、地域の元気回復のため、今後も市民の皆様との協働により、工夫を凝らして行政運営を進め、産業の振興、雇用の確保、観光資源の創出などを念頭に、市民の皆様の福祉向上に努めてまいります。

また、市が責任を果たすべき事務事業については、着実に進めてまいります。

2つ目の平成23年度予算編成方針についてであります。

厳しい経済情勢が続く中、ねじれ国会となったことから、政策決定の遅れやマニフェストなどでうたわれた政策の見直しにより、予算案が示される12月下旬までは、国の政策内容が明らかにならない可能性があります。

当地域における雇用状況は依然低迷しており、加えて、このたびの米価下落に伴い、農家所得の減少が懸念され、経済情勢は極めて深刻な状況にあります。

当市の歳入のうち、最も大きな比率を占める地方交付税では、合併特例による3億1,000万円の加算措置が平成22年度で終了し、頑張る地方応援プログラムによる加算も縮小されます。

また、地方税については景気低迷による市民税の減少や、地価下落等による固定資産税などの減少が見込まれます。

一方、平成23年度の歳出では、雇用及び産業振興対策事業の継続や、福祉及び医療関連予算の増額

が見込まれる中で、学校統合などの大型建設事業も予定しており、予算枠の設定に当たっては、一般財源で7億円の財源不足が生ずるものと想定し、国の予算案提示後の調整も視野に入れながら、予算の編成作業を行っております。

平成23年度の予算編成方針においては、幸せな地域社会の実現を目指し、次の5点を基本方針としております。

1、市民との協働により市政を充実させ、市民満足度を高められるような政策を進め、「住みやすいまちづくり」の推進

2、福祉の向上に努め、すべての市民に「やさしいまちづくり」の推進

3、農工商、すべての産業を育成・支援して、「活気あふれた魅力あるまちづくり」の推進

4、すべての世代がいきいき暮らせる「安全安心のまちづくり」の推進

5、行政組織の経営革新を進め「機能的で効率的なまちづくり」の推進

これらの方針に加え、平成23年度から完全施行となる横手市補助金制度に関する指針に基づき、それぞれの部局において事務事業を精査し、調整することとしております。

地域課題への対応としては、緊急経済対策や雇用対策及び特定イベントの予算枠を設置し、また、建物修繕事業費を含めた建設事業枠や地域振興枠を拡大しております。

各部局においては、政府が推進している地域主権改革の理念を念頭に置きながら、すべての事業について実績を再評価し、基本方針に沿って予算編成を行うこととしております。

3番目の新たな施策等への取り組みについてであります。

(1)の稲作経営等緊急支援資金の創設についてであります。米戸別所得補償モデル事業による農家への交付金は、12月中に支払われる予定ですが、今年の稲作は、収量、品質とも平年を下回り、米価下落も加わって、農家の農業収入は大きく減収しており、農機具や生産資材などの支払いに影響が出ております。

市は、緊急支援策として、これらの返済のために金融機関からつなぎ融資を受ける農家に対し、利子補給を行う稲作経営等緊急支援資金を創設しており、10月20日から運用を開始しております。

この支援は、平成23年3月末までの借入を対象としており、11月10日現在における利用件数は203件、貸付実行額は1億6,854万4,000円となっております。

(2)の第134回秋田県種苗交換会の開催決定についてであります。

10月30日から11月5日にかけて、北秋田市で第133回秋田県種苗交換会が開催されました。

この期間中である11月4日に、秋田県農業協同組合中央会理事会において、平成23年度の第134回種苗交換会は、当市で開催されることが正式に決定されました。

なお、既に産業経済部へ種苗交換会準備担当を設置しており、今後は当市の農業の推進方針である食と農からのまちづくりと産地収益力向上をさらに推進するために、関係機関を連携を図りながら種苗交換会の開催に向けて準備を進めてまいります。

(3)の障害者支援施設の改修事業についてであります。

障がい福祉サービスの新体系移行の一環として、障がい程度の軽い方々の地域移行を推進するため、市は、今年4月にグループホームやがしわを開設し、現在は2棟目を整備しております。

新体系では、障害の種類にかかわらず、一元的にサービスを提供することになりますが、開設から31年になる大和更生園は設備が老朽化しており、現在入所している方の高齢化や重度化への対応が必要となっております。

また、障害者自立支援法にかわり、平成25年からの施行を目指している障害者総合福祉法（仮称）の検討においても、障害福祉サービスについては、施設入所型の利用者は減少し、通所型の利用者は増加する方向性が示されており、施設の利用定員の見直しも必要となっております。

このため、新体系サービスへの移行期限となっている平成23年度中に、大和更生園については定員を60人から50人とし、バリアフリー化や、4人部屋から2人部屋へ移行するなどの改修を行います。また、ユーホップハウスは定員を40人から50人とし、作業所を増築するため、今議会へ設計業務委託に係る補正予算を計上しております。

(4)の秋田地方法務局横手支局の統廃合についてであります。

秋田地方法務局より、横手支局を平成23年3月に廃止して、大曲支局に統合する予定であるとの説明がありました。これは、国の方針である登記所の適正配置の一環として、当市に示されたものであるとの説明を受けています。

長年にわたり市民が利用している国の機関が廃止されることは大変残念ではありますが、市民サービスの急激な低下を避けるために、不動産登記や商業・法人登記の証明書の発行をかまくら館で行えるよう、証明書発行請求機の設置を要望しておりましたところ、先般要望が受け入れられ、現在その準備が進められているとのことです。

さらに、毎週水曜日に実施されている人権相談につきましても、市民の利便性を高めるため、市役所庁舎において実施できるよう検討を進めてまいります。

(5)の長寿祝金事業の見直しについてであります。

高齢化の進行やひとり暮らし高齢者の増加に伴い、高齢者福祉サービスの需要は年々増加しております。

長寿祝金事業については、過去5年間における各年の支給額は、2,000万円台の前半で推移しておりましたが、現行の基準で事業を継続すると、今後は4,000万円程度になると見込まれております。

長寿の祝いの趣旨は、敬老思想の普及・啓発と祝意をあらわすことであり、今後も継続したいと考えておりますが、県内他市の状況や議員の皆様のご意見などを参考にしながら、祝金については減額させていただきたく、今議会に長寿祝金条例の改正案を提案しております。

この内容としては、現在50万円としている100歳の方への祝金を、平成23年度は30万円、平成24年度以降は10万円とし、また88歳の祝金は、現在の3万円から平成23年度は2万円、平成24年度以降は

1万円とするものです。

高齢者福祉サービスについては、事業拡大や新規事業の要望が多くなり、住民ニーズも年々多様化しております。

厳しい財政状況の中、福祉事業であっても財源の効率的な運用は当然のことであり、事業の優先順位を見きわめ、施策を展開していくことが必要となっております。何とぞご理解願います。

4番の平成22年度事業計画等の進捗状況についてであります。

(1)横手市総合計画後期基本計画についてであります。

9月定例会の行政課題説明会において、議員の皆様には横手市総合計画後期基本計画の中間案をお示しした後、横手市総合計画審議会に提示したところ、多数のご意見をいただきました。また、各地域づくり協議会からの答申や、市ホームページなどで実施したパブリックコメントでも多くのご意見をいただき、可能な限り計画案に反映させております。

この修正を経て、横手市総合計画審議会に後期基本計画を諮問し、11月12日におおむね妥当との答申をいただきました。

今後も、横手市が目指すまちの将来像「豊かな自然 豊かな心 夢あふれる田園都市」の実現に向け、今回策定した後期基本計画に基づき、各種施策を着実に実施してまいります。

(2)の定住自立圏形成方針についてであります。

将来的な人口減少を見据え、地域住民の命と暮らしを守り、地域を活性化するため、当市は定住自立圏構想の一環として、10月2日、市制施行5周年式典にあわせて中心市宣言を行いました。

また、今議会に、定住自立圏を構築するための基本方針である定住自立圏形成方針の策定等について、議決すべき事件とする条例を提案しており、この条例の可決後、形成方針を提案することとしております。

この形成方針では、医療、健康・福祉及び産業などの生活機能強化に係る政策分野、地域公共交通及び交流・定住促進などの結びつきやネットワークの強化に係る政策分野、そして人材の育成などの圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野について、それぞれ取り組みの概要と各地域の役割を定めることとなります。

なお、方針を可決していただいた後、今年度末までに具体的な事業内容を記載した定住自立圏共生ビジョンを策定する予定です。

(3)の本庁機能集約化及び県との機能合体についてであります。

先の9月定例会以降も、本庁機能の集約化については庁内での検討や関係団体との協議を重ね、現在は補正予算による庁舎改修にも着手しております。

県と検討を重ねておりました機能合体については、9月にまとめられた報告書に基づき、ワンストップ化や、双方の職員の能力向上などにより、市民サービス向上を図るため、平成23年度から産業経済部と建設部建築住宅課が、県平鹿地域振興局庁舎で業務を行うことになりました。

なお、かまくら館の一部を庁舎として使用することについては、現在利用している団体への説明会を開催し、ほかに利用できる施設を紹介するなど、ご理解をいただくよう努めてまいりました。

また、横手市社会福祉協議会については、12月中に横手地域卸町の卸町ビルに移転することとなり、水道庁舎は建設部、上下水道部及び上下水道部料金収納業務の受託業者が利用することにいたしました。

横手庁舎の課題となっておりました相談室や会議室の拡充については、庁舎内に相談スペースを4カ所、水道庁舎に会議室1室を追加する予定です。さらに公用車や職員の駐車場についても、来客用の駐車場をこれまでどおり確保した上で、横手庁舎、南北庁舎及び県平鹿地域振興局の周辺の公有地を活用する方向で検討を進めております。

来年5月上旬には本庁部局を集約し、また、機能合体によるサービス提供においても、市民の皆様の実便性が一層向上するよう作業を進めているところです。

今議会には、組織機構改革の関連条例とあわせて、老朽化した地域局庁舎等の改築を図るための基金設置条例を提案しております。

(4)の駅前公共公益施設棟の愛称についてであります。

平成23年4月に開設を予定している駅前公共公益施設棟の愛称を「Y²ぷらざ（わいわいぷらざ）」に決定いたしました。

この愛称は、全国各地から応募された82点から6点に絞り、市報などでの意見募集の結果を踏まえて選ばれたものです。

子どもからお年寄りまで、どの世代にも親しまれ言葉にしやすい点や、愛称の中に横手がイメージできる「Y」という文字が取り入れられていること、「わいわい」という言葉の響きが、施設の基本コンセプトである『人と人とが「つどい、つながる」交流拠点』にふさわしいということで選定されました。

なお、今議会に本施設の設置条例を提案しております。

(5)のごみ処理統合施設についてであります。

ごみ処理統合施設建設用地については、市民の皆様からの情報提供に基づき、施設建設に最も適している横手地域の柳田字久右エ門沼新田付近の土地を最終候補地とすることを決定いたしました。

候補地の公表後、周辺の自治会や、近隣の各種団体への説明会を開催したほか、関係機関との協議を行い、10月17日には全市を対象とした事業説明会を開催し、現在も町内会などを対象とした説明会を継続しております。

説明会では、候補地選定に係る経緯等の説明が不足しているのご指摘をいただき、大変申しわけなく、おわびを申し上げなければならないと思っております。

一般廃棄物は日々の生活から毎日発生するものであり、市には安定的、継続的に処理する責務があります。ごみ処理施設は国の公害防止基準の強化とともに技術が進歩しており、近年の施設は国の基

準を大幅に下回る安全なものになっております。

大都市においては、ごみの焼却施設が、住宅地、病院、スーパーマーケットなどと隣接して建設された事例も多く、長期にわたり問題なく操業されております。

市で計画している施設も、最新の技術を取り入れるとともに、交通安全や景観などの周辺環境にも十分配慮することにより、安全・安心な施設の建設を目指しており、市民の皆様には施設についてご理解いただくため、近隣の先進施設の見学会を2回にわたり開催したところです。

11月15日には、ごみ処理統合施設の内容や、市民の皆様からのご意見、ご質問などに対する市の考えを定期的にお伝えする「お知らせ」の第1号を発行し、市報と同時に全戸配布しております。

また、市民の代表等から成るごみ処理施設連絡協議会（仮称）を組織し、施設計画の進捗状況を適宜報告するとともに、稼働後は毎年、協議会委員の皆様にも環境測定数値や運転状況などをチェックしていただき、情報交換を行うこととしております。

今後も説明責任を果たし、市民の皆様からの要望、ご意見などを真摯に伺い、施設整備の必要性について十分ご理解をいただくよう努めてまいります。

議員各位におかれましても、ごみ処理統合施設整備事業については、なお一層のご指導、ご協力をお願いいたします。

(6)の新型インフルエンザ対策についてであります。

昨年3月にメキシコで発生し、世界的に大流行した新型インフルエンザについては、今年度は散发的な発生にとどまっており、世界保健機構では8月10日に終息宣言を行っております。

また、国では8月27日に、県では9月6日にそれぞれ新型インフルエンザに係る対策本部を廃止しており、当市も昨年5月16日に設置した対策本部を県と同じ日に廃止いたしました。

しかし、インフルエンザが流行しやすい季節を迎え、再び流行するおそれがあり、新型インフルエンザワクチンの接種事業は継続されることになりました。

市では、ワクチン接種に係る相談に対応するため、10月1日から保健衛生課内に予防接種相談窓口を開設するとともに、接種費用の負担軽減を図るため、高齢者、妊婦及び1歳から中学生までの児童については1回当たり1,000円、低所得者については全額を助成することにいたしました。

今後も市民の皆様のご健康を守るため、手洗いやうがい、せきエチケットなどの基本的な予防対策の周知を徹底してまいります。

(7)の農産物の収穫状況についてであります。

今年度から開始された戸別所得補償モデル対策により、当市における最終的な水稻の作付面積は、10,145ヘクタールとなり、作柄については、作況指数が県全体で93の不良、県南は95のやや不良となりました。

また、昨年の当地域における一等米比率は96.2%でしたが、今年はJ A秋田ふるさと管内で91.7%、J Aおものがわ管内で68.5%となり、品質の低下が顕著となりました。二等以下の格落ち理由として、

カメムシ被害によるものが全体の約半分を占めており、来年度は防除体制の強化を図り、適期防除の徹底により、良質米の生産に向けた取り組みを推進してまいります。

果樹関係については、全般的に開花期が平年より遅れたことから、果実は小玉となる傾向が見られました。主力品種であるふじについても同様であり、収穫量も落ち込んだことから、果樹農家の所得の減少が懸念されるところです。

(8)の企業の進出についてであります。

この8月、東京に本社を置く株式会社ゴッドヴィジョンズが市内に進出いたしました。

同社は、平成21年に設立され、衣類の製造や販売を行っている会社です。

今回の進出は、平鹿地域にある空き工場を活用し、デニムの縫製を行うもので、現在、従業員20人規模の体制で操業しております。

また、同じく東京に本社を置く並木精密宝石株式会社も市内に進出することになりました。

同社は、工業用宝石や携帯電話用振動デバイスなどを製造している会社で、県内では湯沢市にも工場を設置しております。

今回の進出は、十文字地域にある空き工場を活用し、LED用サファイヤ素材及び同基板の製造を行うものであり、年内には従業員20人規模の体制で操業が開始される予定です。

今後も、両社のさらなる雇用拡大につながるよう、サポートを継続してまいります。

(9)の緊急雇用経済対策についてであります。

10月29日に公表された9月末現在のハローワーク横手管内の有効求人倍率は0.38倍であり、昨年同期と比較すると回復傾向にあります。依然として低水準で推移しております。

また、来年3月の高校卒業予定の就職希望者は228人で、このうち県内への就職希望者110人中、内定は33人ととどまっており、昨年同様に厳しい状況となっております。

国の緊急雇用創出臨時対策基金事業については、基金が積み増しされるとともに、若年者の雇用創出のため年齢要件が一部緩和されるなど、就業機会の拡大につながる見直しが行われ、今議会に補正予算を計上しております。また現在は、平成23年度の事業計画の策定に入っており、今後も雇用の確保、拡大に向けた取り組みを強化してまいります。

(10)の北海道・東北B-1グランプリについてであります。

10月23日から24日にかけて、横手駅前にぎわい広場及び横手地域局周辺の2会場において、北海道・東北B-1グランプリ in 横手が開催されました。

今年9月に厚木市で開催された全国B-1グランプリで、ゴールドグランプリに輝いた山梨県甲府市の甲府鳥もつ煮を初め、これまでグランプリを受賞したすべての団体がゲストとして駆けつけ、イベントを盛り上げてくれました。

全国から延べ12万4,000人のお客様をお迎えすることができ、また、期間中の経済効果は約6億円と試算されております。

昨年の全国B-1グランプリに次ぐビッグイベントになりましたが、大きな事故もなく大成功で幕を閉じることができました。

ご協力いただきました関係者の皆様に心より感謝を申し上げます。

全国でB級グルメブームが続いている中、昨年に続いて愛Bリーグ公認のイベントを開催できたことで、横手やきそばの知名度はさらに向上し、食と農からのまちづくりで地域の活性化を図りたいという当市の熱い思いも、同時に発信することができたと考えております。

我が横手市には、横手やきそばやいぶりがっこに限らず、まだまだ多くの地域資源があります。今後も市民の皆様との協働により、次の横手産品を全国へ発信できるよう取り組んでまいります。

(11)の除雪対策についてであります。

本格的な雪のシーズンを前に、11月15日に除雪対策本部を設置いたしました。

今期は、安全な冬期交通の確保と、安全で効率的な作業の実施を重点項目とし、徹底した安全確認による作業事故の防止に努めることとしております。

既に除雪車両の整備は完了し、現在は除雪路線の確認やスノーポールなどを設置しながら、作業時や降雪時の危険箇所の把握、雪押し場の確保に努めているところです。

また、県との機能合体の協議により、例年行っている除雪路線の調整に加え、本年度から合同で道路パトロールを実施することにしております。

今後も備えを怠ることなく、道路、歩道の除排雪はもとより、流雪溝や消融雪施設の維持管理、小路対策の取り組みなど、冬期の安全・安心を確保するため万全を期してまいります。

(12)の横手駅周辺地区の整備についてであります。

横手駅周辺地区の整備については、来年度の新駅舎開業に向けて、横手駅東西自由通路や橋上駅舎などの建築工事が、順調に進められています。

また、土地区画整理事業による横手駅の西口広場の築造工事も順調に進んでおり、新駅舎開業に合わせ、植栽、街灯などの設備や西口駐車を開設するため、今議会に補正予算を計上しております。

なお、東口の駅前広場のリニューアルについては、来年度後半の整備を予定しております。

(13)の上内町浄水場整備事業についてであります。

上内町浄水場整備事業については、実施設計と整備工事を一括発注する業務提案型プロポーザルで事業者を選定することとしておりますが、この手続については、高度な専門知識が必要であり、このたび指名競争入札により事業者選定支援業務をコンサルタント会社に委託しました。

現在は、プロポーザルの実施に向けて、募集要項や選定に係る実施方針案を検討しているところです。

今年度中に有識者による事業者選定審査委員会を設立して実施方針を決定し、来年度からプロポーザル参加事業者の提案内容の審査を行い、平成23年9月には事業者を選定する予定です。

今後も早期に事業着手と供用開始ができるよう、作業を進めてまいります。

(14)の小・中学校統合についてであります。

平成24年度開校予定の横手市立横手明峰中学校につきましては、9月に建物部分の造成工事が完成し、現在は校舎及びスクールバス車庫の建築工事と、陸上競技場などの屋外体育施設部分の造成工事を進めているところです。

また、平成25年度開校予定の横手地区統合中学校につきましては、現在造成設計業務及び校舎建築などに伴う基本設計業務、実施設計業務を発注し、来年以降の工事着手に向けた準備を進めております。

なお、この中学校の校名につきましては、10月から市のホームページ、市報などを通じ、市民や市出身の皆様を対象として募集を行っており、今年度中には決定したいと考えているところです。

5番目の補正予算についてであります。

今議会に提案しております一般会計補正予算についてご説明申し上げます。

今回の一般会計の補正額は、24億8,988万6,000円で、補正後の歳入歳出予算総額は、536億4,082万5,000円であります。

主な事業を申し上げますと、障害者自立支援給付費に2億8,268万3,000円、生活保護費に1億4,538万3,000円、予防接種事業に2,057万3,000円、緊急雇用対策事業に1,102万3,000円、県営経営体育成基盤整備事業に1,000万円、まちづくり交付金事業に2億2,007万3,000円、横手地区中学校統合事業に5億7,999万7,000円、ふるさと振興基金積立金に8億7,420万7,000円などであります。

終わりに、今議会に提案しております案件は、条例の制定など条例関係17件、平成22年度一般会計補正予算案など補正議案10件、その他の議案1件の合計28件であります。

以上、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げまして、所信説明といたします。

ありがとうございました。

◎議案第128号の上程、説明、質疑、委員会付託

○石山米男 議長 日程第5、議案第128号横手市議会の議決すべき事件を定める条例を議題といたします。

説明を求めます。総務企画部長。

○佐藤良吉 総務企画部長 議案第128号についてご説明申し上げます。

恐れ入ります、議案書の2ページをご覧くださいと思います。

本案は、横手市議会の議決すべき事件を定める条例でございまして、第2条にあります議決すべき事件につきましては、定住自立圏構想に基づく定住自立圏形成方針の策定、変更または廃止を議決する事件等を定めようとするものでございます。よろしくどうかお願いを申し上げます。

○石山米男 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 質疑なしと認めます。

本案は、総務文教常任委員会に付託いたします。

◎議案第129号の上程、説明、質疑、委員会付託

○石山米男 議長 日程第6、議案第129号横手市交流センター設置条例を議題といたします。

説明を求めます。総務企画部長。

○佐藤良吉 総務企画部長 議案第129号横手市交流センター設置条例についてご説明を申し上げます。

本案は、まちなか再生とにぎわい創出等々を目的としました横手市交流センターを新たに設置するため、条例の制定を行おうとするものでございます。

4ページをご覧くださいと思います。

第1条では設置を、第2条では、名称及び位置について規定をいたしています。第3条では、センターを構成する施設につきまして定めております。第4条から第6条までは使用料関係について定めております。第7条から第11条につきましては、指定管理者にかかわる内容について定めております。第12条以下については、記載のとおりでございますが、附則では施行日を平成23年4月1日と定めております。

以上で説明を終わります。よろしくどうかご審議をお願い申し上げます。

○石山米男 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

30番田中議員。

○30番（田中敏雄議員） この条例の施行が4月1日であります。この中で条文の中に、指定管理による管理、いわゆるにぎわいの施設であります中には寄り合い所帯的にたくさんの事業が盛り込まれておりますけれども、これらをどのように指定管理者が行っていくのか、そして、それが直ちに4月1日にすぐ移行するのか、その点についての中身について少しお伺いしておきたいと思っております。

○石山米男 議長 総務企画部長。

○佐藤良吉 総務企画部長 1点目でありますけれども、2.2ヘクタールの再開発エリア内での施設でございまして、ただいまご指摘がございましたように、スーパーマーケットあるいは地元商店街店舗等々ございます。そういうことで、再開発エリアの中での各種施設の管理を一体的に行うというような組織の立ち上げ、今さまざま検討をなされているようです。そういうことで、可能であれば、その組織に指定管理ということであれば、一体的な管理運営が可能で、効率的な管理運営ができるのかなというような思いがありますが、しっかりと組織がこういう形でということがまだ見えておりませんので、現段階ではそういう方向がいいのかなというところでとどめさせていただきたいと思っております。

それから指定管理の規定につきましては、指定管理ができるという規定でございますので、来年の4月1日から直ちに指定管理云々というところまでは、現在のところはそういう詰めまでは行っておりませんので、いずれ早ければ早いほうがいいのかもしれませんが、指定管理ができる規定でござい

ますので、そういう方向で進めてまいりたいと考えていますので、よろしくどうかお願い申し上げます。

○石山米男 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 質疑なしと認めます。

本案は、総務文教常任委員会に付託いたします。

◎議案第130号の上程、説明、質疑、委員会付託

○石山米男 議長 日程第7、議案第130号横手市一般職の任期付職員の採用に関する条例を議題といたします。

説明を求めます。総務企画部長。

○佐藤良吉 総務企画部長 議案第130号横手市一般職の任期付職員の採用に関する条例についてご説明申し上げます。

本案は、専門的な知識・経験が必要とされる業務に従事する職員の任期を定めた採用を行うため、条例を制定いたしたく、提案するものでございます。

条例の内容でございますが、11ページをお開き願いたいと思います。

第2条では、任期を定めた採用ということでございまして、任期につきましては法律でもございまして、最長5年ということで規定されていますので、5年以内ということになります。5年という規定になっておりますが、当市では当初は2年という期限を設けて進めてまいりたいというふうに考えています。

ただ、第3条では、5年を超えない範囲でその任期を更新することができるということで、更新の規定を定めております。

今回、この条例の制定に当たりまして、当市で想定しております職種につきましては、1つには、行財政改革の関係について庁外あるいは民間からそういうノウハウあるいは経験を有する方を招へい、採用いたしまして、行革のさらなる推進あるいは我々が日常的に考えている以外の部分でのそういう新しい視点等々も取り入れることが可能であれば、取り入れて進めていきたいというのが1点であります。

それから2点目は、シティプロモーションということで、横手市のいろんなさまざまなところの資源、横手市の持っているものを、全国にあるいは全世界に発信をしていく、そういうような役割をお願いできればお願いをしたいというのが2点目であります。

3点目は、マーケティングであります。これについてはシティプロモーションとかぶる部分もあるわけですが、マーケティングという部分については、なかなか我々市の職員、自治体の職員としては決して得意な分野ではございませんが、やはり自治体として横手市のさまざまな物産、観光も含めて、

そういうニーズの把握、あるいは売り出していくというような視点でいきますと、やはり民間のそういう知識・経験を有する方の力をかりたほうが、もっともっと有効に、あるいは効率的に成果を上げることが可能ではないのかということで、マーケティングというのが3点目になります。

それから4点目といたしましては、現在市立病院が横手病院、大森病院と2病院あるわけですが、ごいませけれども、病院の経営につきましても、現在のところはおかげさまで2病院とも黒字の経営・運営をいたしておりますけれども、状況によってはということも当然考えられるわけでありますので、そういう経験を有している方に、また経営あるいは病院の運営等々についても知恵をかりながらやっていければいいなということで、現在この4点を想定をしております。

ただ当然のことではありますが、相手のある話でありますので、必ずしもこの4名がすべて平成23年度で云々というのはまだまだ未確定の部分、未定の部分がたくさんありますが、本市としてはそういう方向で臨みたいということで、本条例可決後には早々にも募集等々にも入ってまいりたいというふうに考えておるところでございます。

何とぞご理解をいただきたいと存じます。よろしくどうかご審議のほどをお願い申し上げます。

○石山米男 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。13番。

○13番（小沢秀宏議員） 大変市にとりましては画期的な案件だと思います。それで今、説明がありましたけれども、どうも事務的な部門が多いようですけれども、スポーツ部門でこういうふう知識・経験を有する職員というのを考えることができないでしょうか。というのは、横手市にはいろんな部門で有能な小・中学生、高校生がおるわけですが、できればそういう専門知識・経験を持っている職員をこの一定の期間採用していただきまして、レベルアップすることが活力の増大につながると思いますけれども、そういう部門はどのように考えていますか。

○石山米男 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 スポーツというのは、県においてもスポーツ立県というようなことで進めようとしているところでありますので、お話の趣旨はよくわかったところでございます。ただ現時点においては、その所管は教育委員会でございますので、まだ打ち合わせ等々はいたしておりません。今の議員のお話も含めて、教育委員会とよく相談をしてみたいと思います。ありがとうございました。

○石山米男 議長 13番小沢議員。

○13番（小沢秀宏議員） 相談ということなようですけれども、市長の思いを何とか実現していただければ、本当にレベルアップになると思いますので、できる方向で努力していただきたいと思います。

○石山米男 議長 ほかに質疑ありませんか。18番齋藤議員。

○18番（齋藤光司議員） 目的はわかります。その中で市長としては、こういう専門職の人を嘱託に置いてもいい。今までみたいにアドバイザーとして業務形態の中に取り入れてもいいだろう。それをなぜ期限付きの職員にしなければならないか、そもそも論のところはまだわからないので、そこをわかりやすく、まず1点。

それから、2点目であります。この5年間の期限をつけることによって、逆に有能な若年層が集まるという形に私は思えないのであります。そういう部分の中で、みんな定年まで育てた、勤め上げた人、そうしたときに、民間活力を導入すると言いながら官公庁をやめた天下り先になる。これを聞いたときに、年金が65万円になったほうがいいやという話が外部にしゃべられているということも、皆さんはやっぱりわからなければいけない。そこの払拭をどうするか、対策としての払拭をどうするか、それが2点目です。

それから、3点目であります。非常にその思いの中に若年層で、本当に現役バリバリで技術を持っていたときに、さっきも言ったんですけれども、5年後どうするという問題が出てくるのではないかと。5年後のアフターも踏まえて、採用してあげなければ余りかわいそうだよな。そういうのを気にするのは、それこそ今、我々が優秀だと言いながらも、若い連中は別な意味で優秀なんですね。ということは、昨日でしたか、非常に見たい番組がありまして、でもどうしても目があけていられなくて、せっかくブルーレイの録画をしたんですけれども使い方がわからない。学校教育は大したもんだなと思ったけれども、6年生の孫が全部やってくれるんですね。そういう優秀さというものは、年代によって違うだろうと。それは頭がいいとか悪いとかを抜きにしてですよ。だからこの部分の中で、今のコンピュータとか何かという部分については、我々が到底及ばない。学校教育も受けて専門職、それがやはり60歳、70歳の人とは到底思えないです。本当に若い人だと思うんですよ。そういう部分が、果たして5年の期限付きで来てくれたにしても、その後どうするんだ。今の臨時職員の扱いにも通ずることですけれども、期限を区切って後は知らないふり。この部分を非常に心配しているわけがあります。この部分について、どうかご説明をお願いします。

○石山米男 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 ねらいとするところは、部長のほうから説明をさせましたけれども、一般職の職員が市役所の組織の中でキャリアアップを重ねることによって、いろんな知識・技能が身につくわけでありましてけれども、今申し上げている4つについては、なかなか得がたい知識・経験であります。そういう意味では、内部においてもそれに向けた職員が皆無だとはもちろん思っておりません。しかし、もっともこの部分はやっぱり強化しなければならない部分だろうと思っておりますので、この際、こういう方向で、短期的では、上限5年と決まっておりますけれども、この中で若手職員、中堅職員を含めたそれぞれの分野のエキスパートを育てるねらいを大きく持っているところでございます。

そういうねらいでございますので、やはり庁外、民間の方になるわけでありましてけれども、年齢については特に定めておりませんので、本当に若い方というのはなかなか応募してこないのかなというふうに思います。そういう方については、むしろ一般職の職員採用試験の中で経験者採用というのがございます。今年も実施いたしました。これからもそういう考え方を持っておりますので、そういう中で応募していただいて、チャレンジしていただきたいというふうに思っております。

なお、この制度が、天下りではありませんけれども、そういう高年齢者、定年退職された方の受け

皿となるような雇用の場になるのではという、そういうご懸念でありますけれども、私は持っている技能が卓越した方でなければいけないと思っております。そういう方は、年齢は問うべきではないというふうに思っております。そういう採用をしてみたいと思います。

○石山米男 議長 総務企画部長。

○佐藤良吉 総務企画部長 ただいま市長が答弁した以外について、2点ほどお答え申し上げます。

アドバイザー的な人材の確保といいますか、そういうことではいけないのかというお話でございました。今回はちゃんと課長職あるいは部長職ということで、職員として、期限は区切ってありますけれども、ちゃんと職員としてやってもらおうと考えております。当然その下にはそのセクションごとに担当職員も数名つけまして、変な話、ちゃんと仕事をしてもらおうというように思っています。ということでご理解をいただければありがたいなど。

それから、5年後の、5年で、はい、さようなら、最長5年ですので、その後のケアの部分という話でございましたが、これについては、まだまだそんなに多くの事例があるわけではございませんけれども、例えば横手市役所に行って5年間でこういう業績を上げた、こういう成果を上げたというのは、その本人にとってはすごいキャリアということになるろうかと思えます。よく考えればですけども。そうした場合には、横手市で5年で切れるという場合には、例えばAという市あるいはBという県かもしれませんが、そういうところからオファーというか引きがあるのかなど。そういうような6年目、7年目を横手市がどうこうではなくて、その彼、彼女がそういうキャリアアップしたものをセールスポイントとして活用できるはずでありますので、そういう成果を上げる方を期待をして、そういう成果が上がった暁には、ほかの自治体、ほかのところでも大いに力を発揮できるだろうと考えておりますので、アフターについてどうこうというのは現在のところは考えておりません。

○石山米男 議長 18番齋藤議員。

○18番(齋藤光司議員) さっきの市長の説明の中で、5年間の任期でなくて一般職を受けるというのは非常にわかりやすい答弁で、そのとおりでなと思いました。ただ、その専門職をやっているという部分の中で、我々が苦い経験というか、非常触れたくない過去なんですけれども、市長も痛い目に遭いましたよね。ああいう部分の中で、キャリアでも何でも、あれの場合、ちょっと採用の形のほうは違うけれども、実際当面に向かってちゃんと我々は説明をしながらやってきて、最終的にはなってしまうんだと。そうしたときに、期待はするんだけど、抑えを誰がやっていくのか、専門職だからわからないじゃないですか。最初のうち、それで暴走させてしまったために、ああいうことが起きたんではないかと私は思うんです。だからこそ逆に、職責という形の中で、内部の職員のそれこそ資質の向上こそが職員たちもやりやすいんだろうし、我々も身の丈に合ったやり方で、ここで東京のまねしてというよりも、横手方式の中で地道にこつこつやっていくほうがずっといいんじゃないかなという思いの中で申し上げているんですけれども。だれがそれを検証して、途中の中で抑えたりよかったり、それ以上の能力がないと、抑えることはできないでしょう。専門職を知らないから専門職を

入れるんでしょう。それなら、それ以上の専門職を知らない我々がとめることができるのかという話の中です。だから、その部分の中で制御装置から何からちゃんと考えておかないと、安易にこういうことはできないのではないか、その部分をどうかひとつ、わかりやすくお願いします。

○石山米男 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 ご指摘の過去にあったケースについては、我々、私個人もそうではありますが、組織としても深くその教訓を刻んでいるところでございます。そのことはそのことといたしまして、これからの横手市のさまざまな分野における将来展望を開くための4つのとりあえず仕事を考えているわけでありまして、これについては課長級等々の立場を考えておりますけれども、上司を置くつもりであります、当然のことながら。いわゆるラインの長を置く。スタッフ課長というような、課長級であるけれどもスタッフというような位置づけでございます。部下はいますが。そういう中で、専門的なことについては上司であってもわからない部分は確かにあると思います。しかし、横手市のために思う仕事をするこの1点においては変わらないわけでありまして、年度の当初において、それぞれが課のセクションの目標を立てます。その目標に対して、どうして到達させるかというのが、我々市の職員の仕事の仕方でありまして、採用した暁には、当然その人間にも直属の上司であります課長あるいは部長と一緒に、部の目標、課の目標を立ててもらって、それに到達するための仕事をしてもらう。それ以外の仕事をしてもらうわけではもちろんございません。決裁権限においても、管理職ではありませんので、ありません。そういう意味では、決裁権限は管理職にあります。そういうことで、しっかり仕事の管理をしながら進めてまいりたいと思います。

○石山米男 議長 ほかに質疑ありませんか。25番佐藤功議員。

○25番（佐藤功議員） 関連があると思ってお尋ねをいたしますが、昨年でしたか、経済産業省からたしか派遣された、横手市でアドバイザーがあったと思います。金丸さんといったか、鬼丸さんといったか。私もさきがけ新聞で、こういう人が横手市に派遣されて、お金は国のほうから出るんだけど、いろいろとアドバイスしていただいて、いい成果が出るんだと期待して新聞を見ました。今回もそれとは違うとはいいいながら、非常に類似したものだというふうに見れば、金丸さんが地域おこしのプロということで横手にアドバイザーに何回か何十回か訪れてあると思うんです。それでいろいろアドバイスを受けてあると思いますので、その成果と結果についてちょっとご報告をいただいて、それも参考にしたい、こういうふうに思います。

○石山米男 議長 産業経済部長。

○藤井孝芳 産業経済部長 金丸アドバイザーは、国の総務省のほうから一定の期間に限られまして、観光物産が所管した、受け入れしたアドバイザーでございます。それは各地域の素材の掘り起こしやら、加工してどういうふう販売を展開するかというふうなところでございまして、今、手持ちの詳細の分析資料はございませんが、そういうふうな形で、ある程度の期間を地域に入って、2カ月に1度ぐらいですか、入ってこられた方で、やはり今議員おっしゃるように全国で活躍されている方で

ございます。

とりあえず今、そういう状況です。

○石山米男 議長 25番佐藤議員。

○25番（佐藤功議員） だからそういう方が横手市に派遣になって、どういう成果が具体的にあったのか、どういう提案がされたのか。結局今回の条例も、お金の出どころやら何やらは別にしても、やや似たようなケースなもんだから、たしかさきがけ新聞では鳴り物入りの紹介でありました。たしか市長の歓迎の談話みたいなものも載っておったかなと思うけれども、その成果について、結果について、どういうアドバイスをいただいたのか。そして地域をどういうふうにすればいいという提案がされたのか。横手市から金が出ていないから、国が勝手にやったらいいだろうという話ではないと思うんですよ、私は。横手市が手を挙げたんでしょう。そして、検証していないということで、今こういう条例を出すということはいかがなものかなというふうに思います。

○石山米男 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 検証の話は後ほど担当のほうからお知らせを申し上げたいと思います。私も金丸先生とは3回ほどお会いして、横手に来られた折にお会いして、先生の考え方をお聞きしました。今部長から説明申し上げたとおり、横手における地域のさまざまな特産品あるいは食にかかわる素材の発掘と、それを育てるためのどういう育て方をするのかということ、これは市の職員というよりも、それぞれの地域の住民の方、農家の方々、そういうボランティアグループ、食育のグループ、そういう方々に、よその事例を交えて教示していただく、そういうプロセスであったというふうに私は思っております。そういう意味では、そこそこの刺激を皆さん受けたのかなと思っております。

ただ、私ども、それは国の事業で我々の負担がないということで大変ありがたくお受けいたしましたけれども、二月に一遍来られるわけでありまして。基本的にたしか2泊3日だったと思います。やはり先生も忙しい方でありまして、どうしても当たり前の話でありますけれども、来たときの話に終わるわけでありまして。私は今回の条例をお願いするに当たっては、ここに張りついて、まず基本的には5年間びっしりやってもらう。当初2年でありますけれども、本腰入れてやってもらう。もしかして、その方の将来まで、いい意味でも悪い意味でもその仕事ぶりが及ぼすんだというぐらいの覚悟で来ていただくことを望んでいるわけでございます。そして、先ほど申し上げましたけれども、一緒に仕事する職員、これに対する刺激はやはり常に席を隣にしている人間の比ではないと思います。そういう意味では、新たな採用ということになるわけでありましてけれども、必ずその成果は上がるものだと、いや上げなければいけないと、このように思っている次第であります。

○石山米男 議長 25番佐藤議員。

○25番（佐藤功議員） せっかく国の機関から、たしか大分県かどこかの地域おこしやら、ほかのところの地域おこしをしたという方でしたよ、さきがけ新聞の紹介だと。そういうプロが横手に派遣されて、確かにお金は国のほうから出ているんで派遣でしょうけれども、何十回か横手に来られたと思

うし、そのことをどう検証し、どう市長に報告書を上げてあるのか、部長にお聞きしたい。

○石山米男 議長 産業経済部長。

○藤井孝芳 産業経済部長 今、手元に詳細の報告資料は持ち合わせておりませんが、いずれ重点的に入りましたのは、山内地域と大森地域の素材発掘ということでございまして、一定の成果はあったのかなど。最終段階では金丸先生以外にも、同様にチームを組んで活躍されている方も2名参りまして、アドバイスをいただきました。先ほど市長が申し上げましたように、地域のいろいろな活躍をしている女性の方々は、いろいろ参考になったということでございまして、そのいわゆるアドバイスの前と後の検討資料ということにつきましては、後ほど皆様に検証結果を含めて配付してまいりたいというふうに考えております。

○石山米男 議長 25番佐藤議員。

○25番(佐藤功議員) そういうことではないんですね、求めているのは。担当の部長から、それを検証し、市長に報告が出ていなければいけないんですよ、と私は思うの。今回のこの条例案も、立場が違ったり、お金が横手市から出る出ないは別にして、やや似たようなケースと理解もできるだろう。市長からは一度も金丸さんの、先生と言ったらいいんでしょうか、よくわからないけれども、その方の検証の結果を聞いたことがない。この機会に、部長はあれですか、市長に検証した結果を報告していないんですか、そのことが問題なんですよ。

○石山米男 議長 産業経済部長。

○藤井孝芳 産業経済部長 本当に詳細の部分までを含めた報告はしてなかったと思うんですが、いずれ要所要所におきまして、金丸先生が直接面会する機会を持ちまして、ポイント等については報告いたしておりました。以上です。

○石山米男 議長 25番佐藤議員。

○25番(佐藤功議員) さっきから求めているのは、その結果がどういうふうになったのか、それをお聞きしたい。一等最初に言ったはずですよ。

○石山米男 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 金丸先生は大変すばらしい方で、全国の事例を本当にたくさん承知し、そして東京においてもその道のやっぱり相当のエキスパートだということが途中でわかりました。これはすばらしい人に来てもらったなというふうに思って喜んだ次第であります。これで部長が申し上げた山内あるいは大森地域におけるさまざまな元気なお母さん方が、さらに元気になることを期待して取り組んでいただいたところでありましたが、やはり先生の求めている水準がちょっと高過ぎたというところも実はございまして。それについていけない部分もどうも一部であったようであります。そういうようなことで、トラブルではありませんけれども、なかなか先生の思うとおりに進まなくて、やりとりしたことはございました。しかし、やはり全国区で通用する話というのは、こういうところかというようなことは十分刺激として受けました。ただ、そのレベルにまだ一気に行けないというのは、私

どもの地域が抱えるちょっと課題だなというふうにも思った次第でございます。何とかこの制度を通す中で、また制度の中でその壁を埋めてまいりたいと思っております。

○石山米男 議長 ほかに質疑ありませんか。29番高橋議員。

○29番（高橋勝義議員） 言ってみれば、先ほど行革をやると、あるいは地場のほうのマーケティングを売るというようなことでしたが、実際にどこを何とするかということがよく見えてこないんですが、今市長が全国区と言ったんですけれども、さきに我々は全国区の部長が来て、大変なことになりました。これを始めたときに、これは大したいいことだなと思ったんです。そういうことをまず1つ。ただもう一つは、これをやって、またおかしなことになると不安だなということが1つ。

それからもう一つは、横手市の職員の中にも優秀な人がいっぱいいると思うんですよ。よく市長は、前は優秀な職員がいっぱいおる、こういうことを言っていましたけれども、その職員を立派に活用することはできないのかなと思っています。確かにいい先生は来るかもしれない。ただ、実際にそれを行動に起こして、成果を上げるということになると、大変なことだと思うんですよ。行革をやろうというならば、むしろトヨタ方式のTPSを取り入れれば、行革はできるし仕事はどんどんはかどるし、そういう形になっています。ですから、どういう形でこの先生を迎えて、実際どういうふうなことをさせるかということは、もちろんお金もかかります。そういう点では、具体的にもうちょっと説明できたらお願いします。

○石山米男 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 私どもが目指さなければならない市の方向性というのは、最上位計画は総合計画であります。この実現に向けて、毎年毎年政策を立て、予算をつくり、議員の皆様にご相談してきております。すべてはこれの実践のためのものだというふうにご理解いただきたいわけがありますが、その中で比較的手薄な部分として申し上げたのがあるということでございます。その手薄な部分を強化するためには、いつときであります、やっぱり外部の力を借りたいものだなと。ご心配の向きはあるようでありますけれども、私どももしっかり反省をいたしておりますので、しっかり頑張ってもらえるような体制で頑張ってもらいたいと思います。

○石山米男 議長 16番佐々木議員。

○16番（佐々木誠議員） いろいろ質問がありまして、重なる部分があると思いますけれども、私の質問をさせていただきます。にわかになぜこの条例が必要なのか、任用の内容と対応からして、ちょっと疑問に思っておりますので、質問をさせていただきます。

地方公務員法第28条の3と第28条の4で、この条例案をつくらなくても対応はできるのではないかと、そういう考えから、この条例案と自治法の法律とどちらが上位なのか、そして緊急かつ最重要案件なのか、そこをちょっとお尋ねいたします。

○石山米男 議長 総務企画部長。

○佐藤良吉 総務企画部長 地方自治法の第23条あるいは公務員法と申し上げるのかちょっとあれです

が、今回のこの条例制定のよりどころというのは、平成14年の法律第48号の法律をよりどころにして今条例を上程をした。どちらの法律が上位とか下位とかということは多分ないだろうと思います。考え方、制度と申しますか、これだけということは法律の中でも多分ないと思いますので、こういう場合はこちらの法律に基づく、あるいはこういう場合はこちらの法律に基づくというようなことでふくそうしている法律だろうと思いますので、ご質問ございましたどちらが上でどちらが下位とかということはないというふうに考えます。

○石山米男 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 2点目のお尋ねでございますけれども、この条例提案が緊急度が高いということかということでございましたけれども、横手市が抱えている課題を早急に解決するためにも、私は緊急度が高いものだと思って今回提案させていただきました。

○石山米男 議長 16番佐々木議員。

○16番（佐々木誠議員） それから、この条例を制定する意味についてですけれども、専門的な知識・経験を持つ職員の内部確保が困難であり、また急速に進歩する技術向上の業務で、内部確保が困難であるという、そういう条文ですから、言ってみれば、今まで少なからず必要とされる公務の効率的・能率的運営の指揮監督、いわゆる市長は職員の指揮官でもあるわけですから、この指揮監督の意味するところは効率的・能率的なそういう職員の指揮監督ですけれども、職員の資質向上の大きな取り組みをするべきだと思っております。それで、職員の意識改革への発想を摘むものではないか。だから市長のマニフェストにございます職員の資質向上に逆行する条例ではないか、そういうふうに考えられますけれども、市長のご意見をお伺いします。

○石山米男 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 職員にとって大変有能な指南役と申しますか、指導方というかを採用いたしたいというふうに思っています。採用期限がございます。そしてその中で、職員が持っているノウハウを身につけ、自己啓発に努めて、内部でこれからはしっかり体制をつくれるような、そういう体制に持っていければいいなど。そういう意味では経過的な考え方しております。未来もこれで行くべきだとは思っておりません。以上であります。

○石山米男 議長 16番佐々木議員。

○16番（佐々木誠議員） もう一つお尋ねします。

質問の方が言っておられましたけれども、専門的な知識・経験を本当に必要とする業務などあるとしたら、囑託としてそのノウハウを受け入れて、職員の研究心を高め、見識を切磋琢磨していくのがいいのではないかと、組織運営面でもいいのではないかと、そう思っているところであります。予算編成方針に述べられている人件費を含めた事務的経費の削減と合致するのではないかと思います。

そこで、先ほどから皆さん方がいろいろ質問しておりますけれども、何かこの条例に対する理解がまだちょっと不足しているのではないかと、ちょっと時間が足りないのではないかとさっきから感じま

したので、この条例をちょっと継続審議みたいな感じで、皆さんにご理解を得る期間をおいたらどうですかという提案をしたいんですけども、いかがですか。

○石山米男 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 1点目でありますけれども、囑託でお願いするような仕事、そして技能をお持ち合わせの方もたくさんおられると思います。私どもが今回お願いしたいのは、そういう立場だとちょっと弱いなというふうに思っております。任期はあっても、その間管理職の一人として、スタッフの仕事ではありますけれども、十分に責任のある仕事をしていただきたいというふうに思っております。それにはやはり囑託という立場はなじまないのではないかなど思っている点がございます。

それと、行革の観点から、人件費の総額が増えるということでのことでのことでございますが、確かにいつときそういうことはあると思います。しかしそれは、これからの横手市政がしっかりしていくためには必要なコストだというふうに私は皆さんにもご理解いただきたいというふうに思う次第であります。

○石山米男 議長 ほかに質疑ありませんか。4番土田議員。

○4番（土田百合子議員） 市長が言うその専門職とか技術職とか、そういうふうに言われておりますけれども、例えば仕事をする上で具体的にはどういう人をおっしゃっているのかというところが具体的に見えてこないんですけれども、説明をお願いしたいと思います。

○石山米男 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 具体的な名前と顔が浮かぶわけではございません。ただ、こんな仕事をしてきた人、今こんな仕事をしている人がいいなというイメージはございます。そのことを募集要項の中に書きまして、何とか手を挙げてくれる方がたくさん全国から、秋田県出身の方もいるかも含めてお願い申し上げたいと思っている次第でございます。平たく申し上げますと、行革はイメージができるかと思えます。トヨタというお話もありましたけれども、民間企業で企業の組織構造改革に取り組んだのも、立派なキャリアだと思えます。ただ、その方が行政へ来て、いきなりできるかどうかというのは、ちょっと心配なところもあります。どんな見識をもって行革に当たろうとする志望動機をお持ちかということは、しっかりそういう方がおられたらお聞きしたい。我々が望むような問題意識を持っておられ、キャリアもあるということであれば、そういう方をぜひ採用させてもらいたいなと思っております。

マーケティングについても、シティプロモーションについても、それぞれ何遍も申し上げているような中身で、具体的にこんな仕事というのは言及がなかなかできかねると思います。シティプロモーションといった場合には、広報戦略の一つでありますので、広くその企業だとか団体だとかのPRだとか、あるいは社会貢献だとか、こういうことに携わった人が望ましいのではないかと私は思っています。その辺のことも志望動機の中に書いていただいて、その中から判断をいたしたいというふうに思っています。

あと、マーケティングについては、私がかねて申し上げたとおり、横手市のさまざまな農産品、特

産品の基本的には売り込み、あるいは観光資源の売り込みであります。これが喫緊の要務であります。今の担当は大変頑張っています。もっと頑張ってもらうためには、現場にいる人、企業の販売促進の現場にいる人、いた人、そういう方。ですから、別に大学の先生とかというのは余り考えておりません。机上の論理のたけた人ではなくて、現場にいた方に何とか応募していただければなというふうに思っている次第でございます。

以上であります。

○石山米男 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 質疑なしと認めます。

本案は、総務文教常任委員会に付託いたします。

◎議案第131号の上程、説明、質疑、委員会付託

○石山米男 議長 日程第8、議案第131号横手市地域公共施設整備基金条例を議題といたします。

説明を求めます。財務部長。

○柴田恒宏 財務部長 ただいま議題となりました議案第131号横手市地域公共施設整備基金条例についてご説明いたします。

議案書の13ページからになります。

提案理由でございますが、豊かな地域づくりの推進と市民活動の拠点となる地域公共施設等の整備を図るため、基金条例を制定しようとするものでございます。

14ページ、15ページをお開きください。

第1条では、地域局庁舎及び地域交流施設等の整備を図るため、本基金条例を設置する旨を定めております。

第2条では、本基金を積み立て型の基金と定めまして、第6条では基金の処分について、公共施設の整備に伴う場合と負債の償還に充てる場合に処分ができる旨を定めております。

本基金の積み立て目標額は、当面5億円と考えております。これは、地域局庁舎の建設・改修等の事業費を当面15億円程度と想定いたしまして、合併特例債活用による普通交付税算入分以外の一般財源、つまり事業費の3分の1を確保しようとするものでございます。事業費が増加する場合には、基金の積み増しも考えていくということになると考えております。基金の積み立てについては、本年度末から始める予定でございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○石山米男 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 質疑なしと認めます。

本案は、総務文教常任委員会に付託いたします。

◎議案第132号の上程、説明、質疑、委員会付託

○石山米男 議長 日程第9、議案第132号横手市児童館設置条例の全部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。福祉事務所長。

○石山清和 福祉事務所長 ただいま議題となりました議案第132号横手市児童館設置条例の全部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、児童福祉法の趣旨に基づき設置する児童館として、来春、横手駅前に開設する横手市児童センターを新たに設置し、あわせて横手市大森町子どもと老人のふれあいセンターを「大森子どもと老人のふれあいセンター」として名称の一部を改め、組み入れようとするものでございます。またこれに伴い、横手市大森町子どもと老人のふれあいセンター設置条例を廃止し、児童館に係る設置条例の一本化を図ろうとするものでございます。

議案集17ページをご覧いただきたいと思っております。

第1条でございますが、設置の目的を掲げ、児童福祉法の趣旨に基づき設置することを定めてございます。

第2条では、児童館の名称及び位置を18ページ、19ページの別表として掲げてございます。

第3条、第4条、そして第5条につきましては、指定管理者の関係につきまして規定してございます。

第6条では、損害賠償の義務について定めてございます。

第7条でございますが、条例施行に関し必要な事項を規則に委任する事項を定めてございます。

また、附則では、第1項に平成23年4月1日とするこの条例の施行日を定め、第2項では、横手市大森町子どもと老人のふれあいセンター設置条例の廃止を、第3項では、廃止に伴う経過措置を規定しております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○石山米男 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。4番土田議員。

○4番（土田百合子議員） ここには21施設の児童館の指定管理を求める条例というふうにかかれているわけですが、今直営で行われている現在の児童センター、これからの児童センターと、朝日が丘児童センター、わんぱく館、大森子どもと老人のふれあいセンター、これは直営となっておりますけれども、これもすべてそのような方向になっていくのかということを確認したいと思っております。

○石山米男 議長 福祉事務所長。

○石山清和 福祉事務所長 現在直営で行っている施設につきましては、引き続いて直営で進めてまいりたいというふうに思っておりますし、そのほかにつきましては、それぞれの活用の中身で指定管

理あるいは今後地域の方々に管理を委託するというようなことは考えられるものかなというふうにとらえております。

○石山米男 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 質疑なしと認めます。

本案は、厚生常任委員会に付託いたします。

◎議案第133号～議案第135号の上程、説明、質疑、委員会付託

○石山米男 議長 日程第10、議案第133号横手市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例より日程第12、議案第135号横手市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例までの3件を一括議題といたします。

説明を求めます。総務企画部長。

○佐藤良吉 総務企画部長 恐れ入りますが、議案3件一括上程になっておりますけれども、議案第135号のほうから説明を申し上げたいと思いますので、25ページをお開き願いたいと思います。

議案第135号横手市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正についてご説明申し上げたいと思います。

本案につきましては、今朝お手元に資料ということで、横の資料をお手元に配付させていただいています。これに基づきまして、ご説明を申し上げたいと思います。

初めにあらかじめ、ちょっと説明が長くなるかもしれませんが、ご了承をいただきたいと思います。

この資料の3ページをご覧いただきたいと思います。3ページの右の欄のほうに、給与改定の概要ということで5点記載をいたしております。

1点目でありまして、これは月例給の改定でございます。中高年層、当市の場合はおおむね40歳以上の給料表を平均0.1%削減しようとするものでございます。そういうことで来ますと、月例給から200円から600円ほどの減というのが1点目でありまして、

2点目はちょっと飛ばしまして、3点目の55歳を超える職員の減額措置ということで、これにつきましては55歳を超える管理職につきましては、月例給を1%減額をするというものでございます。例としてここに、月例給40万円の職員につきましては、4,000円の減額という例を記載をいたしております。

それから、4となっておりますが、3点目といたしまして、期末手当による年間調整の実施ということであります。ごちゃごちゃ書いておりますけれども、今回の月例給の減額については、本年の4月までさかのぼって年間の調整をしたいということでございまして、0.33%につきまして、4月から11月までの8カ月分プラス6月の手当についても減額を行いまして、期末手当でそれを年額調整、年間調整を行うというのが3点目であります。

それから5となっておりますが4点目といたしましては、期末勤勉手当を0.1カ月減じまして、現行の年間4カ月を3.9カ月に改定をしようとするもので、大きくこの4点が改定の内容でございます。

この内容につきましては、秋田県の人事委員会の勧告に準拠をいたしております。そういうことで、若干県の人事委員会の勧告についてのご説明も若干申し上げたいと思います。

既にご案内のこととは思いますが、おさらいを含めてご説明申し上げたいと思います。

私ども地方公務員の給与の改定云々につきましては、地方公務員法によりまして、大きく3つの原則というのが定められております。

1点目は、情勢適応の原則でございます。これは、地方公務員法第14条に規定されておまして、地方公共団体は、給与、勤務時間その他勤務条件が、社会一般の情勢に適応するように、随時適当な措置を講じなければならないというのが情勢適応の原則でございます。

2点目は、職務給の原則でございます。こちらの方は公務員法の第24条第1項であります。職員の給与は、その職務と責任に応じるものでなければならない。これが職務給の原則でございます。2点目であります。

3点目といたしましては、均衡の原則でございます。これは、職員の給与は、生計費並びに他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与、その他の事情を考慮して定めなければならないというふうに、地方公務員法では規定をされておまして、この大きな3つの原則に基づいて、秋田県の人事委員会では勧告をしております。そういう中で、当横手市では、先ほども申し上げましたが、県の人事委員会の勧告に準拠をして改定をしたいと考えています。

恐れ入ります。先ほどの資料のまた1ページをちょっとご覧いただきたいというふうに思います。

現在横手市の職員の給与関係でございますが、ラスパイレス指数、ここにありまして、95.6であります。これはこの資料にあります県内13市の中では決して低いほうではございません。むしろ高いほうに位置いたしております。ここに資料としてはございませんが、秋田県の職員のラスパイレス指数は98.4でございます。横手市よりも2.8ポイントほど上回ってはおります。そういう横手市の状況でございます。そういうことで、県の、それから他市の状況はご覧のとおりでございます。13市の中では、特殊事情のある自治体については、国の人事院勧告に準拠するというところも若干あるようでございますけれども、当市含めて大多数の県内の市は、県の人事委員会の勧告に準拠をして改定を進めるというような状況になっております。既に新聞報道等にもございますように、男鹿市と能代市では、それぞれの議会で県の人事委員会の勧告に基づく提案をそれぞれ議決されているようでございます。

そういう状況でございますので、今回の提案に至った経緯を申し上げさせていただきました。

次に、職員労働組合との団体交渉の経過、経緯、その他結果等について若干ご説明を申し上げたいと思います。

既に議員の皆様方には、労働組合のほうから3団体連名で請願と申しますか、要請ということで文

書をお配りになっているようでございます。私も読ませていただきましたが、組合の主張は、あのとおりでございますが、私どもの提案した中身については、今日の議案、提案と同じでございますけれども、組合側との交渉につきましては、2日間5時間ほど交渉を持ちました。最終的には妥結と申しますか、組合のほうからのご理解はいただくことができませんでした。大変その辺については残念に思いますし、申しわけなくも思っているところでございます。ただ、今回議員の皆様にお渡ししておりますこの資料につきましても、組合との団体交渉の中ではこういう資料もすべて提示をいたして、さまざまな議論をいたしました。この資料の最後のほうには、ハローワーク横手から提供いただきました横手市内の有効求人倍率ですとか、あるいはそれぞれの雇用の状況についても、こういう状況にありますよというような資料も出しながら、交渉と申しますか、協議を重ねたところでございます。

そういう中で、組合側から理解いただけなかった部分というのは、年額調整の部分についてはどうしても理解、納得できないというふうなお話が出ました。月例給の0.1%あるいは期末手当の0.1カ月については、やむを得ざるものがあるということで、まあわかったと。ただ、4月までさかのぼる、いわゆる年額調整、年間調整については理解、納得できないというのが、その点が妥結に至らなかった点でございます。

それでは、その年額調整、年間調整についてどういう議論があったというところを申し上げたいと思います。大きく3点ございました。組合側の主張としては、去年は年間調整はなかった、なぜ今年があるのかというのが1点になります。

それから2点目は、不利益不遡及の原則に反しないか。不利益不遡及という原則があるので、それにとって進めるべきであるというのが組合側の主張の2点目になります。

3点目は、総務省の通達が春に出ておりますが、総務省の通達にはラスパイレス指数が100未満の自治体にあつては、人事院の勧告あるいは県人事委員会の勧告に必ずしも準拠しなくても、いいとは書いていませんが、準拠しない場合であっても、特別交付税で調整は行わないというような、そういう趣旨の通達であります。これは、こういう通達があるので、横手市の場合はここにありまして、ラス指数が95.6、100未満なので、特別交付税でいわゆるペナルティーというのはないはずなので、年額調整、年間調整は行わなくて結構である、行わなくてもいいのではないかとというのが組合側の主張の論点、この3点でございます。

これにつきまして、1点目の去年は遡及がなかった、今年はあるという件についてでございますが、去年の場合は、県の人事委員会の勧告そのものに、さかのぼるという勧告はありませんでした。ですので、去年も当横手市の場合は、県の人事委員会の勧告に準拠してやったものでございまして、横手市が独自に年間調整を行わなかったということではございません。県の勧告に去年はなかった。今年も年間調整という勧告が今年度の場合はあるということなので、この件については当横手市としては県の人事委員会の勧告に去年も準拠していますし、今年度も準拠をしてやりたいということなので、この点については何らそごは生じていないというふうにお話をしました。

それから、2点目の不利益不遡及の原則の話でありますけれども、この事例がこの不利益不遡及の原則に本当に該当するのであるとするならば、県の人事委員会が年間調整をするという勧告に正統性が問われるだろうと思います。でも県あるいは国でもそうですが、年間調整をとるという勧告をする事例はたくさん過去にもありますし、今年度もあります。そういうことでいきますと、このような事例については不利益不遡及という原則には当てはまらないのではないかと、私どもはそう考えます。県の勧告もこうでありますので、私どもは当てはまらないものと考えているということであります。これが2点目であります。

それから、3点目の総務省の通達の件であります。100未満であればというような、確かにそういう記載になっています。これは私は口頭でお答えいたしました。答えというのは、協議の中で、全国にはラス指数が70台ですとか80台前半、今日の資料にもありますとおり、県内も13市の中でも80台の市が2つの市がございます。それから90台でも本当に90台の前半の自治体もございます。そういうことで、全国には70台、80台の自治体というのはたくさんございます。総務省の通達というのは100未満なので、99.9の自治体もそうあっていいということではないだろうと、私はそう思います。確認はしていませんが、そういうことで全国のそれぞれ自治体には事情があって、ラスが低いところもたくさんあるので、そういうところの地域は総務省は特別交付税でいわゆるペナルティーとかなんとかというのはやらないよというような趣旨であろうと、私はそういうふうに解釈していますということでお答えをいたしております。

そういうことで、なかなか交渉は平行線をたどったわけではありますが、先ほどもありましたとおり、大きな原則3点、均衡の原則というところには、やはり地元の民間事業所の職員・社員の給与等々も考慮しなければならないというような原則に基づけば、当横手市だけが県内の自治体あるいは秋田県の職員と比較して大きな状況に差があるのかという議論もいたしました。残念ながら隣の市あるいは県内の12の市等々と比較しても、横手市だけが県の人事委員会の勧告に準拠しないでやるという、そういうための情勢と申しますか、状況に横手市があるのかということ、そういう判断はできないと言いますか、そういうふうな判断をする材料がないというふうに申し上げました。あるならば、お知らせ願いたいということで、逆に皆さんからも意見をちょうだいしたいと申し上げましたが、残念ながらそういう答えは返ってきませんでした。ということで、2日間5時間ぐらいの交渉については、私どもとしては再検討する新たな材料が見当たらないので、私どもとしてはこの提案を再検討する考えはないということは伝えました。そこで、組合側はその場でよしあしの回答は出せないの、持ち帰って検討したいということがございまして、それではということで双方である一定の期限を決めまして、回答いただきたいと申し上げた後で交渉は終えたところであります。

そういうような状況のなかでの提案でございますので、何とぞご理解を賜ればありがたいと思いません。

以上が第135号の一般職の関係の説明でございますけれども、さかのぼりまして、第133号あるいは

第134号につきましては、議員の皆さん方の期末手当について0.1カ月減じたいという内容、それから第134号につきましては、常勤の特別職についても期末手当を0.1カ月減じたいというのが提案の内容でございます。

よろしくご審議をいただきたいと思います。以上で終わります。

○石山米男 議長 午後に継続することにいたしまして、暫時休憩いたします。

再開時間は午後1時20分といたします。

午後 0時05分 休憩

午後 1時20分 再開

○石山米男 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○石山米男 議長 日程第10、議案第133号から日程第12、議案第135号までの3件の議事を継続します。

ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。14番堀田議員。

○14番（堀田賢逸議員） 午前中いろいろ説明を聞かせていただきました。

それで、私は2009年、去年ですが、秋田県の民間は平均給与月額39万4,375円と、これは民間です。秋田県は38万2,138円ということで、民間のほうが1万2,237円多い。それから2010年は県の民間のほうが39万5,617円、秋田県のほうが39万6,602円ということで、逆に県のほうが985円多くなっている。これは一気に1万4,000円ぐらい、1万3,000円ですか、逆転してきたということは、県の財政の関係で2010年の3月まで、財政の関係でカットされていた。そういうことがあるようですけれども、それがまず一気に復活したということだと思います。

それで、横手市はそれならどうなのかということですが、横手は2009年では34万9,169円ということで、秋田県の中では各市町村全部見てみれば、上から10番目、下からも10番目ということで、ちょうど真ん中ですね、34万9,169円。それで一番大きいのは秋田市の39万5,927円、2番目が大館市で37万9,104円ということで、大館は横手より去年の段階で2万9,935円多い、そのようになっています。それで、こういうところを見てみれば、私はこの案に全部反対だというわけではありませんけれども、さかのぼることだけはやらないで調整するというか、微調整ということで、その点だけないようにしていただきたいと思います。

以上です。

【発言する者あり】

○石山米男 議長 ちょっと待ってください。今質疑をやっているのです。

暫時休憩します。

午後 1時24分 休憩

○石山米男 議長 休憩前に引き続き再開いたします。

○石山米男 議長 14番堀田議員。

○14番（堀田賢逸議員） 今回、このさかのぼる関係でいけば、対象になる人は何人ぐらい対象になりますか。

○石山米男 議長 総務企画部長。

○佐藤良吉 総務企画部長 対象者は686人でございます。

○石山米男 議長 14番堀田議員。

○14番（堀田賢逸議員） そうすれば、全部で経費はどれぐらいかかりますか。

○石山米男 議長 総務企画部長。

○佐藤良吉 総務企画部長 試算では870万円余りであります。

○石山米男 議長 14番堀田議員。

○14番（堀田賢逸議員） 200円から400円という、さっきの説明ではそうなったんでなかったかな。686人掛ける400円という計算ではないんですか。

○石山米男 議長 総務企画部長。

○佐藤良吉 総務企画部長 先ほどの説明では200円から600円という説明をさせていただきましたが、これは月例給の中での月々ということですので、今回のさっき言いました870万円余りというのは年間ということですので、単純に掛けたり割ったりというわけにはいきませんので、ご了解願います。

○石山米男 議長 14番堀田議員。

○14番（堀田賢逸議員） 私も郵便局にいろいろなやってきましたけれども、こう言えば、みんなにどう思われるかちょっとわかりませんが、景気がいいときは民間のほうはずっと上がります。今みたいに景気が悪いときは、どちらかといえば市役所とか県庁とか公務員はバッシングされるという、そういうような状態を私は経験したつもりですけれども、今回もそういうようなことがあれば問題ではないかと思えます。そこら辺はどうでしょうか。

○石山米男 議長 総務企画部長。

○佐藤良吉 総務企画部長 なかなかお答えしにくい質問でありますけれども、一般的にはそういうことが言えるのかもしれませんが、現下の情勢にかんがみますと、本件に関しては県の人事委員会の勧告に準拠すべきであるという考え方には変わりはありません。

○石山米男 議長 14番堀田議員。

○14番（堀田賢逸議員） 去年は私はさかのぼらないと聞いていますけれども、去年はやっぱりさかのぼったんですか。

○石山米男 議長 総務企画部長。

○佐藤良吉 総務企画部長 昨年は、県の人事委員会の勧告でも年間調整は行わないという勧告、行うという勧告ではなかったというふうに言ったほうが正解かもしれませんが、ということで、昨年は年間調整はなかったということでありませう。

○石山米男 議長 14番堀田議員。

○14番(堀田賢逸議員) 私は終わりました。

○石山米男 議長 ほかに質疑ありませんか。30番田中議員。

○30番(田中敏雄議員) 給与改定について随分昔を思い出しますけれども、労働組合から受けた要請書に基づいて、先日説明会のときも申し上げました。総務部長の説明は了といたしますけれども、あの要請文書の中には市長の出席がないとあるんです。市長の出席がない。やっぱりこういう生活給、給与改定の問題については最低でも市長が出席をして、どうしても合わなくても、市長がそこで誠意を見せてもらいたい。市長の誠意を見せる。そういう態度が、姿勢がおれは必要だと思うんですよ。そういうことで、今回この条例を審査するに当たって、市長からこれからの対応などについて基本的な考え方を伺っておきたい、こういうふうに思います。

○石山米男 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 なかなか都合が合わなく出席できかねたところでございます。これからも、職員労働組合からの私に対する出席要請の文案等をよく勘案しながら、その方向で検討してまいりたいと思います。

○石山米男 議長 それでは質疑なしと認めます。

3件は、総務文教常任委員会に付託いたします。

◎議案第136号の上程、説明、質疑、委員会付託

○石山米男 議長 日程第13、議案第136号横手市長寿祝金条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。福祉事務所長。

○石山清和 福祉事務所長 ただいま議題となりました議案第136号横手市長寿祝金条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

今回の条例改正案でございますが、高齢化の進行やひとり暮らし高齢者の増加に伴い、高齢者福祉サービスの需要の伸びあるいはニーズの多様化などに対応するため、限られた財源を必要とするところに手だてしていこうという観点で、長寿祝金の額の見直しについてお願いするものでございます。

議案集の65ページをご覧いただきたいと思ひます。

改正内容でございますが、第2条においては、長寿祝金の額を100歳は10万円、88歳は1万円に改め、他の例規の表記と形式を合わせるために100歳と88歳の祝金の種類と金額を表式にいたしました。これによって、わかりやすくとらえられるのかなというような思ひをしてございます。

そのほか、改正部分は、他の条例、例規などと整合性を図り、字句等を改めたものでございます。

なお、附則の第1項では、施行期日を平成23年4月1日とし、第2項においては、平成23年度の祝金について、100歳は30万円、88歳は2万円とする経過措置を規定させていただきました。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○石山米男 議長 質疑ありませんか。19番遠藤議員。

○19番（遠藤忠裕議員） この件について直接的な関係はないのかもしれませんが、昨今のニュースの中で、いろいろ高齢者に対する虐待とか、あるいは弱者に対する虐待といますか、子どもも含めてなんですけれども、そういう事件が多発しております。また、年金受給対象者の死亡について、家族が年金が欲しいという形で死亡を表に出さないで、届け出ないで、それがいろいろあったというような事実も出てきております。

そういう中で、こういう長寿祝金を減額処置していくということは、ある意味では高齢者を粗末にするんだというような発信にもなりかねないと思います。そういう意味で、私は下げること自体がだめだとかいいとかという議論よりも、こういうものを行政が実施していくという中で、どのような対応を考えているのか、あわせて私は今の時代は考えていかなければいけないのではないかと思います。そういうふうな手だてをしていらっしゃるのかどうか、そういう点でお聞きしたいと思います。

○石山米男 議長 福祉事務所長。

○石山清和 福祉事務所長 まず高齢者の虐待の関係とかの分についてでございますが、やはり包括支援センターを通じながらこの防止策等々について、そしてまた児童の虐待については子育て支援課あるいは虐待防止連絡会議等でそれぞれ対処させていただいているところでございます。確かに対岸的な火事ではなくて、現実的には非常に虐待の実態は多くございまして、今後ともその防止に努めてまいりたいという考えでございます。

それから、高齢者の方々に、今回の減額については粗末にするといいますか、そういうご指摘の件でございますが、決して敬老思想を損なうものではないというふうな考え方を持っているところであります。やはり長寿祝金につきましては、何といいましても、第一義的には、やはり敬老思想の普及あるいはそうした啓発、そういったものが一つの大きなねらいでございますし、確かに金額的には下がりますけれども、それについてはまた今日的な高齢福祉サービス事業にそれぞれ充てていくという考え方を持っているところであります。当面する平成23年度につきましては、やはり現在高齢者の方々が最もサービスを期待されている部分については、しっかりと一般財源なりを手だてしていくという考え方でございますし、また平成24年度からスタートいたします第5期の介護保険事業あるいは高齢福祉事業計画につきましても、今年度内にアンケート調査などを実施いたしまして、高齢者の今後のニーズをしっかりとつかみながら、今日的な実情にこたえてまいりたいと、そしてまた、現在の施策についてもしっかりと検証しながら、第5期の計画の中に盛り込んでまいりたいと思っております。

ろであります。

以上であります。

○石山米男 議長 19番遠藤議員。

○19番（遠藤忠裕議員） いろいろ所長に説明いただいてありがたいんですが、現実にはそういうふうな手だては今現在もされているものだと私は思っています。ただ、その中でこういう事件が多発しているという現実。あるべき姿と現実のギャップというんですか、ですから、例えば私も、個人的な話だけれども、私のおやじなんかよく言っていました。自分の孫たちにお金をやることは、年寄りに対して、こいつらはじいちゃん、じいちゃんと大事にしてくれるんだというような自主的な話でよく言っていたものなんですけれども、私は金の切れ目が縁の切れ目とは言いませんが、要は、そういうふうな何と申しますか、少子化に対しては最近行政も目が行くし、再三発信があるんですよ。高齢者に対しての発信が非常に弱くなっていると思うんです。国も含めて。ましてや介護だ、あるいは医療だ、高齢者が弱者として求められ過ぎているような社会現象があるわけなんです。そういう現状に対して、もうちょっと長寿祝金を減額するんだつたらするなりの社会情勢と申しますか、そういうものをつくっていかなければ、私は、これは行政が発信する高齢者に対する啓蒙にならないと、逆に言うと、高齢者を粗末にしていんだよというような発信になりかねないおそれがあると思うんです。気持はわかるんだけれども、そこら辺の手だてをやっぱりきっちりしていかないと、だめなんじゃないかという気がするんです。そういう意味で、そういうふうな手だてを対応していただいてもいいなという思いで今質問しているわけなんですけれども、そこら辺について、もう一つ踏み込んだお考えをいただければありがたいように思うんですけれども。

○石山米男 議長 福祉事務所長。

○石山清和 福祉事務所長 議員からのお話の中身でございますけれども、現在、横手市にはひとり暮らしの高齢者の世帯が約3,000ございます。65歳以上の方々の高齢者のみの世帯も約3,100ぐらい、合わせますと6,000世帯ほどになるわけでありましてけれども、やはりこうした方々については、買い物に対する、あるいは通院に対する足の問題とか、いろいろと私どもにも要望が上がっておる状況にあります。そういったところを新しい時代の中でしっかりと見定めていながら、それに対する方策を講じていかなければいけないというふうな思いを強く感じております。

そしてまた、特にひとり暮らし高齢者の方々については、やはり行政だけでの見守りは限界があります。いわゆる民生・児童委員の方々、そういった方々を含めたところの見守りだけでは、やはり限界があるというふうに認識してございますので。この10月でございましたが、地域支え合いネットワークということで、郵便局あるいはJAさん、それから新聞の販売店さん、そういった方々に入っただきながら、見守りに対する強化を進めてまいりたいというふうな、まず第1弾をスタートさせたところでございます。そういった点を含めまして、今後とも高齢者福祉に十分に我々も取り組んでまいりたいというふうに思っておりますので、特段のご配慮をお願い申し上げます。

○石山米男 議長 ほかに質疑ありませんか。18番齋藤議員。

○18番(齋藤光司議員) 実はこれ、前に反対討論をした中でありますけれども、そのときの懸案事項が、まず一つは、経過措置ということで消えているという部分。それから額は減ったけれども残ると。そういう部分の中では評価をしております。ただ一つ、心配するのは、若年層よりも対象者がやっぱり80代、あるいは90代のお年寄りであります。何で減るか、そこの部分の理由を家族だけでなく、本人たちにどのようにして教えていくのかですね。例えばこういう覚悟があったとしたならば、私は敬老会の中でも市長とも同席しましたし、議長のかわりに祝辞を読みました。しかしながら一番の機会であるあの席においても、一言も触れないでおめでとうと言いましたね、市長のあいさつもだつたし、議長の文面の中にもありませんでした。当事者たちにどのようにして理解をさせていくのか、そこの部分の手だてを教えていただきたいし、そこをはっきりしないと、一番欠けている部分だと思うんで、お願いをしたい。

○石山米男 議長 福祉事務所長。

○石山清和 福祉事務所長 周知の手だてのご質問でございましたが、まず、今回12月定例会に提案させていただいたというのは、やはり一定の周知期間を考慮したものでございました。今議会でご承認いただければ、1月からその周知に当たってまいりたいというふうに思っておりますが、方法としては、もちろんながら広報あるいは対象者への直接的な周知の方法等があるわけでございますけれども、今現在、そういった周知の具体的な方法について検討している段階であります。まずはやはりご本人の方々に、そしてまたご家族の方々に十分に今回の趣旨が伝わるような周知の方法を考えてまいりたいというふうに思っております。

○石山米男 議長 ほかに。18番齋藤議員。

○18番(齋藤光司議員) そこはお願いをしたい。それが1点であります。

それからもう1点であります。この場合は、他の行政機関の中では祝金の中から減額をするという形の中で、在宅での100歳と、それから介護施設での100歳、この分に差をつける自治体が多数であります。そういう部分の中で、これは行政経費がかかっていくという形の中で差をつけておられるものだと思いますけれども、そこの部分の手だてを一律今しているわけで、10万円のうちから減らす、減額しろという形ではないんですけれども、在宅の中で、要するに行政の手だてをしないで一生懸命頑張ってきた年寄りには、何かしらもう少し手だてとして考える。逆に減額するだけでなくですよ。だからこの前の提案の中で、100歳に渡さないで、寿命がこのように延びているときに120歳まで生きたら200万円渡せという提案が誰かの議員からあったんですけれども、そういう形の中で何かしらあってもいいのではないかと。考え方がですね。減ずる減ずるだけでなく、そういう部分の、今回はこの条例の提案だけでしょうけれども、方向性、考え方というものを一つこの機会に教えていただきたい。

○石山米男 議長 福祉事務所長。

○石山清和 福祉事務所長 代替的な事業も含めてでございますが、やはり現在介護保険の状況を見ますと、非常に大きな伸びを示しております、その6割は在宅の方々というふうな状況でございます。やはり在宅の方々については、家族での介護に日夜ご奮闘されているということについて十分認識してございますし、また敬意を表するところでございますが、現在在宅の方々についての介護度3以上の方々については、介護用品支給券支給事業等で手だてしているところがございます。ただこれも所得制限がございまして、この所得制限の見直しなども一つの視点としてはあるのではないかなというように思っているところでございます。

いずれにしましても、先ほど申し上げましたとおり、しっかりとした高齢者の方々あるいは家族の方々のニーズと申しますか、そういったものをきっちりとらえながら、アンケート調査などの結果を踏まえて、新しい手だてに努めてまいりたいというふうに思っております。

○石山米男 議長 ほかに質疑ありませんか。1番木村議員。

○1番(木村清貴議員) この議案に関しましては、9月定例会で一般質問で取り上げさせていただきましたけれども、私は、個人にお金を上げるのは行政の仕事ではないという考え方、私個人の考え方はそうでありますけれども、当局がこういうふうに段階としてまとめられたということは、それはそれでいいんですけれども。この経過措置ですけれども、私が理解できないのは、平成23年度に祝金をいただく方と、平成24年度に祝金をいただく方は全く別の人です。それにもかかわらず、経過措置というのがついているというのが、私にはちょっと理解できない部分なものですから、これを設けたという理由をお聞かせいただきたいと思います。

○石山米男 議長 福祉事務所長。

○石山清和 福祉事務所長 経過措置を設けました根拠といいますか、理由ということでございましたが、まず1点につきましては、減額の幅が非常に大きいということで、それぞれ対象者並びに家族の方々のご心情を察するという一つの点がございました。

それから、最終的な10万円というふうな根拠から持ってきた場合についてであります。もう少し長いスパンでの経過措置も考えたところでございます、はっきり申し上げれば。しかしながら、今日の財政事情を考えれば、やはりこの経過措置の期間を短縮せざるを得ないだろうというふうな思いでございました。そういった点で今回の経過措置をさせていただいたところでございまして、ご理解をお願い申し上げたいと思います。

○石山米男 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 質疑なしと認めます。

本案は、厚生常任委員会に付託いたします。

◎議案第137号の上程、説明、質疑、委員会付託

○石山米男 議長 日程第14、議案第137号横手市障害者グループホーム設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。福祉事務所長。

○石山清和 福祉事務所長 ただいま議題となりました議案第137号横手市障害者グループホーム設置条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

この条例は障害者のグループホームの設置に関する条例で、今年の4月から施行されたものでございまして、今回2棟目のグループホームが建設中でございますので、この2棟目のグループホームを設置するために条例の一部を改正するものでございます。

議案集の68ページをご覧くださいと思います。

内容でございますが、第2条に位置及び定員についてであります。今回2つになったことによりまして、表にさせていただきました。名称の欄でございますが、新たに横手市障害者グループホーム「かみたむら」、それから位置の欄には、横手市大雄字上田村東169番地を、定員の欄につきましては5名をそれぞれ追加・挿入させていただいたところであります。

なお、この条例の施行期日でございますが、平成23年1月1日としてございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○石山米男 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 質疑なしと認めます。

本案は、厚生常任委員会に付託いたします。

◎議案第138号の上程、説明、質疑、委員会付託

○石山米男 議長 日程第15、議案第138号横手市死亡獣畜保冷施設設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。産業経済部長。

○藤井孝芳 産業経済部長 議案第138号横手市死亡獣畜保冷施設設置条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

本案は、施設の使用料を改定するため、現行条例の一部を改正しようとするものでございます。現在の使用料は平成13年4月に設定されたものでございまして、その後処分業者、収集運搬業者の変更に伴い、委託料や畜種、月齢の区分が変更になったことを加味いたしまして、実際の処理に則した区分、畜種、月齢、使用料へ改定しようとするものでございます。

なお、第6条ただし書きを削るとあるんですが、これは前の条例では市外の利用者でございまして、この分につきましては新たな表の別表のその他の者を市外利用者ということで区分しております。

なお、附則では施行期日を定めております。

以上で説明を終わります。

○石山米男 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 質疑なしと認めます。

本案は、産業経済常任委員会に付託いたします。

◎議案第139号の上程、説明、質疑、委員会付託

○石山米男 議長 日程第16、議案第139号横手市商店街振興駐車場設置条例及び横手市自転車駐車場条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。十文字地域局長。

○鈴木淳悦 十文字地域局長 ただいま議題となりました議案第139号横手市商店街振興駐車場設置条例及び横手市自転車駐車場条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

提案理由であります。横手市商店街振興駐車場設置条例に「横手市十文字駅前駐車場」を追加するため、及び横手市自転車駐車場条例の横手市十文字駅前自転車駐車場の位置を改めるため、現行条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

その内容であります。議案書の72ページをご覧ください。

現在、十文字駅前自転車駐車場は自転車と自動車双方置ける状態になっております。このため、交通事故の起きる危険性もあることから、十文字駅前自転車駐車場を自動車駐車場とするため、横手市商店街振興駐車場設置条例の別表に、「横手市十文字駅前駐車場」を追加しようとするものです。また、十文字駅前にあった自治会館を平成21年度に解体し、その跡地を自転車駐車場として整備しておりますので、横手市自転車駐車場条例第2条の表、横手市十文字駅前自転車駐車場の項中、「横手市十文字町字大道東15番地5」を「横手市十文字町字通町1番地3」に改めようとするものです。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○石山米男 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 質疑なしと認めます。

本案は、建設常任委員会に付託いたします。

◎議案第140号の上程、説明、質疑、委員会付託

○石山米男 議長 日程第17、議案第140号横手市集落多目的共同利用施設等設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。産業経済部長。

○藤井孝芳 産業経済部長 議案第140号横手市集落多目的共同利用施設等設置条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

本案は、現行の条例の別表に、木造公共施設等整備事業で整備いたしております「十五野多目的集落集会所」を新たに加えようとするものでございます。

なお、附則では条例の施行日を定めております。

以上で説明を終わります。

○石山米男 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 質疑なしと認めます。

本案は、産業経済常任委員会に付託いたします。

◎議案第141号の上程、説明、質疑、委員会付託

○石山米男 議長 日程第18、議案第141号横手市単独住宅条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。建設部長。

○照井康晴 建設部長 ただいま議題となりました議案第141号横手市単独住宅条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、増田地域にございます単独住宅が老朽化したことから、2棟につきまして廃止するため現行条例の一部を改正しようとするものでございます。

改正の内容でございますが、76ページのほうにございますように、別表に第1及び第2にございます昭和39年度及び昭和44年度の項を削るものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○石山米男 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 質疑なしと認めます。

本案は、建設常任委員会に付託いたします。

◎議案第142号の上程、説明、質疑、委員会付託

○石山米男 議長 日程第19、議案第142号横手市若者定住促進住宅貸付譲渡条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。建設部長。

○照井康晴 建設部長 ただいま議題となりました議案第142号横手市若者定住促進住宅貸付譲渡条例

の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、大森地域でございます若者定住促進住宅につきまして、貸付期間が満了した3棟を廃止とするため、現行条例の一部を改正しようとするものでございます。

次の78ページでございます。

改正の内容であります。第1点目としましては、附則の前段2行にございますように、別表中7号棟及び8号棟及び11号棟の項について削ろうとするものでございます。

2点目としましては、審査委員会の条項について記載のとおり文言を整理しようとするものでございます。

住宅につきましては、いずれも15年間の貸付期間が満了したことによるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○石山米男 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 質疑なしと認めます。

本案は、建設常任委員会に付託いたします。

◎議案第143号の上程、説明、質疑、委員会付託

○石山米男 議長 日程第20、議案第143号横手市横手町四町財産区管理会条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。横手地域局長。

○石山昭一 横手地域局長 ただいま議題となりました議案第143号横手市横手町四町財産区管理会条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、財産区管理委員の選任方法の見直しを行うため、現行条例の一部を改正しようとするものであります。

80ページをご覧ください。

改正の内容であります。第3条で、財産区管理委員の選任方法を、現在の市長が議会の同意を得て選任する方法から、財産区の住民が推薦した者を市長が選任する方法に変更しようとするものであります。

あわせて、文言、言い回し等の整理を行おうとするものでございます。

よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

○石山米男 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 質疑なしと認めます。

本案は、総務文教常任委員会に付託いたします。

◎議案第144号の上程、説明、質疑、委員会付託

○石山米男 議長 日程第21、議案第144号横手市組織体制の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例を議題といたします。

説明を求めます。総務企画部長。

○佐藤良吉 総務企画部長 議案第144号横手市組織体制の見直しに伴う関係条例の整備についてご説明申し上げます。

83ページをご覧いただきたいと思います。

ちょっと順番が逆になりますが、第2条で行政組織条例の一部改正をうたっております。その中には、現行の福祉環境部を市民生活部と健康福祉部の2部に分割をしようとするものでございます。

戻りまして、この関係で横手市表彰条例の一部改正でございますが、これについても現行の福祉環境部長を市民生活部長と健康福祉部長に改めようとするものでございます。

84ページについては、部の分掌事務について整理をいたしております。

それから87ページですが、福祉事務所の設置条例の一部改正でございます。これにつきましては、位置を現在の大森庁舎ということで規定をいたしておりますが、横手市中央町8番2号、この横手庁舎に改めようとするものでございます。

それから88ページでございますが、一般廃棄物処理関係の条例でございますが、これにつきましても縦覧の場所を福祉環境部環境課を横手市役所に改めるものでございます。

次に、ふれあいセンター設置条例の関係につきましては、かまくら館にありますけれども、5階の研修室を市役所の行政の事務室として使うということで、「5階の研修室を」という文言を削除いたしております。

以上が主な条例の改正の内容でございます。

よろしくご審議をいただきたいと思います。終わります。

○石山米男 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 質疑なしと認めます。

本案は、総務文教常任委員会に付託いたします。

◎議案第145号の上程、説明、質疑、委員会付託

○石山米男 議長 日程第22、議案第145号字の区域の変更についてを議題といたします。

説明を求めます。総務企画部長。

○佐藤良吉 総務企画部長 議案第145号字の区域の変更についてご説明申し上げます。

本案は、土地改良法に基づく県営ほ場整備事業農地集積加速化基盤整備事業による沼館地区の土地

改良事業の施行に伴いまして、字の区域を変更するものでございます。

今回の字の区域を変更する面積であります。383ヘクタールでございます。大字では沼館、深井、今宿、南形の4つの大字に及ぶ地域となっております。

なお、換地処分につきましては平成23年の7月に行う予定といたしております。

以上で説明を終わります。

○石山米男 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 質疑なしと認めます。

本案は、総務文教常任委員会に付託いたします。

◎議案第146号の上程、説明、質疑、委員会付託

○石山米男 議長 日程第23、議案第146号平成22年度横手市一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

説明を求めます。財務部長。

○柴田恒宏 財務部長 ただいま議題となりました議案第146号平成22年度横手市一般会計補正予算（第6号）について説明いたします。

予算書をご覧ください。1ページになります。

第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ24億8,988万6,000円を追加いたしまして、補正後の総額をそれぞれ536億4,082万5,000円に定めようとするものでございます。

第2条、継続費の補正でございますが、5ページをご覧ください。

第2表、継続費補正のとおり、まちづくり交付金事業の年割額を変更するものでございます。これは横手駅周辺のまちづくり交付金事業の前倒し等により年割額を変更するものでございます。

次に、第3条、繰越明許費でございますが、6ページをご覧ください。

第3表、繰越明許費のとおり、林道開設事業外3件について、翌年度に繰り越して使用することができる経費を定めようとするものでございます。

第4条、債務負担行為の補正でございますが、7ページをご覧ください。

第4表、債務負担行為補正のとおり、醍醐保育園を対象とした平成22年度児童福祉施設整備事業元利償還金補助外3件について、債務負担行為の期間及び限度額を追加、生活保護システムリースについてはシステムの購入により債務負担を廃止とし、コミュニティFM放送局準備事業についてはその限度額を変更しようとするものでございます。

第5条、地方債の補正でございますが、8ページをご覧ください。

第5表、地方債補正のとおり、林道施設災害復旧事業外1件を追加し、横手病院増改築事業外6件

について、事業費の変更などにより、その限度額を変更しようとするものでございます。

それでは、補正の内容につきまして、歳出から説明いたしますので、18ページをお開き願います。

2款総務費、1項7目企画費では、分譲宅地土地開発公社償還金として6,897万円を計上しております。これは雄物川地域の下鶴田団地、十文字地域の宝竜団地の分譲地に係る県町村土地開発公社からの借入金について、将来の財政負担軽減のために繰上償還を行うものでございます。

同じく1項8目元気の出る地域づくり事業として、520万4,000円を計上しております。これは十文字地域及び横手地域の元気の出る地域づくり事業に係るハード及びソフト分でございます。

20ページをご覧ください。

3款民生費、1項2目障がい者自立支援給付費で、介護給付費、訓練等給付費及び旧法施設支援費の3事業で2億5,095万8,000円を計上しております。これは、障害者自立支援に係る居宅介護、短期入所などの介護給付費、就労や自立支援などの訓練等給付費及び旧法に規定されている入所サービス給付費などについて、制度の一部改正により低所得利用者の1割負担が無料化となったことなどから、給付費が増額したもので、それに伴う補正でございます。

21ページをご覧ください。

同じく1項8目介護保険対策費に、介護保険事業特別会計繰出金として7,781万3,000円を計上しております。これは居宅介護サービス給付費などの給付費が当初予算に比較して増額すると見込まれるため、市の法定負担分について繰り出しを行うものでございます。

次に、22ページをご覧ください。

同じく2項4目児童措置費に、保育所運営費として1,831万1,000円を計上しております。これは民間保育所への運営費負担金や扶助費でございますが、入所児童数が増加しており、それに対応した補正でございます。

23ページをご覧ください。

同じく3項2目扶助費に、一般扶助費として1億2,860万9,000円を計上しております。これは生活保護人員を当初予算では920人程度と見込んでおりましたが、増加傾向にあるため扶助費を補正しようとするものでございます。

24ページをお開き願います。

4款衛生費、1項2目予防費では、予防接種事業として2,057万3,000円を計上しております。これは、日本脳炎定期予防接種第1期について、接種対象者の特例を設けたため、対象者の増加に伴う補正予算でございます。

同じく2項清掃費、2目塵芥処理費では、保全センター共通管理費として1,948万3,000円を計上しております。これは東部環境保全センター1号炉の耐火レンガ補修工事及び南部環境保全センターの排ガス分析装置修繕料などでございます。

25ページをご覧ください。

同じく4項1目病院事業費では、病院事業繰出金として、19節に4,023万6,000円を計上しております。これは、平成22年度普通交付税算定で公立病院の医師確保対策費などのために病床割単価が1床当たり59万4,000円から70万1,000円に引き上げられたことに伴いまして、その増額分を横手、大森両病院へ繰り出そうとするものでございます。

25ページから26ページでございますが、5款労働費、1項1目労働諸費に、緊急雇用対策事業として1,102万3,000円を計上しております。これは、緊急雇用創出事業で新規5事業、事業費の追加2事業、ふるさと雇用再生事業で事業費の追加が1事業、及び市単独分の高齢者福祉施設介護業務就労サポート事業の事業費の追加でございます。

次に、27ページをご覧ください。

6款農林水産業費、1項8目農地費で、県営ほ場整備事業として1,000万円を計上しております。これは県営経営体育成基盤整備事業のうち、雄物川会塚地区、平鹿下郷地区及び大雄宮田地区の事業費が追加になったことに伴う負担金の増額でございます。

同じく2項1目林業総務費で、森林組合出資金増資費として426万2,000円を計上しております。これは、横手市森林組合への増資でございまして、平成21年度から5年間で増資を計画しております。平成22年度分の横手市出資分を補正しようとするものでございます。

28ページをお開き願います。

7款商工費、1項3目観光費に、かまくら事業費として162万2,000円を計上しております。今年度のかまくらまつりは2月15日が火曜日、16日が水曜日でございまして、2月11日から3連休となっており、これと2月14日に観光かまくらの開催を予定しておりまして、その経費について補正を行おうとするものでございます。

8款土木費、4項1目都市計画総務費で、まちづくり交付金事業として2億2,007万3,000円を計上しております。これは、横手駅周辺のまちづくり交付金事業について、事業の前倒しに伴う事業費の補正でございます。

同じく4項2目土地区画整理費で、土地区画整理事業特別会計繰出金として、1,674万円を計上しております。これは、補助金から社会資本整備総合交付金への移行に伴い、起債の対象外となりました事業費分について一般会計から繰り出しを行うものでございます。

29ページをご覧ください。

同じく5項2目住宅管理費で、雄物川地域局公営住宅用地償還金として1,889万円を計上しております。これは、公営住宅整備の用地取得に伴う借入金について、将来負担軽減のために繰上償還を行うものでございます。

30ページをご覧ください。

9款消費費、1項3目消防施設費で、水道事業会計負担金として398万5,000円を計上しております。これは、水道管の延伸等に伴う消火栓の設置や、更新に係る水道事業会計への負担金でございます。

31ページをご覧ください。

10款教育費、2項1目学校管理費で、小学校管理費として867万6,000円を計上しております。これは、醍醐小学校音楽室のアスベスト除去改修工事などの経費でございます。

同じく3項1目学校管理費に、中学校統合事業として5億7,999万7,000円を計上しております。これは横手地区中学校統合事業で、平成23年夏からの建築工事着手を予定しており、今年度中に造成工事を発注する必要があるため、その事業費について補正をお願いするものでございます。

33ページをご覧ください。

11款災害復旧費、1項2目林業施設災害復旧費で、335万2,000円を計上しております。これは7月24日に発生しました集中豪雨災害で、のり面などが崩壊した大森地域の林道極楽寺線及び鳴海沢線の災害復旧事業費でございます。

13款諸支出金、1項1目で、土地取得費として7,505万円を計上しております。これは十文字地域の公共用地取得に際し、県町村土地開発公社からの借入金5,365万円を繰上償還するなどの経費でございます。

同じく2項3目目的基金費で、ふるさと振興基金積立金として8億7,420万7,000円を計上しております。これは平成18年度に、合併直後の厳しい財政事情により一時的に一般会計が借り入れしていた金額について、基金に積み戻すもので、条例で定める基金残高の10億円を確保するものでございます。

次に、歳入についてご説明いたします。

10ページをお開き願います。

10款の地方交付税では、普通交付税として6億9,750万3,000円を計上しております。これは、平成22年度普通交付税に地域活性化・雇用等臨時特例費が加算されたため、当初予算額を上回る交付決定があり、この差額分について今回補正をするものでございます。

14款国庫支出金では、障がい者自立支援給付費負担金、生活保護費負担金などが増額があったものの、まちづくり交付金で減額があり、全体として1億5,627万円を計上しております。

21款市債では、まちづくり交付金事業など土地計画事業債に2億5,660万円、横手地区中学校統合事業など教育債に5億5,090万円など、総額で8億4,540万円を計上しております。

繰越金には7億432万1,000円を計上いたしまして、収支の均衡を図っております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○石山米男 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。25番佐藤功議員。

○25番（佐藤功議員） この森林組合の出資金に関して少しお尋ねしますが、森林組合で役員報酬が700万円とか800万円とかという議決になったという話が聞こえてきていますが、事実ですか。

○石山米男 議長 産業経済部長。

○藤井孝芳 産業経済部長 聞いた話ですが、前に役員待遇の参事が一たん退職されまして、今、職員として事務局に入っているということはお伺いしておりますので、職員給の補正はあったものという

ふうに思っております。

以上です。

○石山米男 議長 25番佐藤議員。

○25番（佐藤功議員） 森林組合の役員報酬の値上げが決定になった。その内容については、専務と社長を常勤とかという話も聞こえてきています。それは事実ですか。

○石山米男 議長 産業経済部長。

○藤井孝芳 産業経済部長 専務とは聞いておりません。参事兼職員というふうに伺っています。

以上です。

○石山米男 議長 25番佐藤議員。

○25番（佐藤功議員） 組合員に出資金の増額を仰ぎながら、市からは単年度で四千数百万円の借入れを起こしているながら、役員報酬の値上げを決定したりするようであれば、とてもそういう森林組合の役員を責任持ってやっつけられないという理由のもとに、役員を辞職した方がおるといふふうに聞いていますが、いかがですか。

○石山米男 議長 産業経済部長。

○藤井孝芳 産業経済部長 そういうふうな事実があったということは、正式には聞いておりません。

○石山米男 議長 25番佐藤議員。

○25番（佐藤功議員） 委員会までに、今私が質問した2つについて、しっかりと調べておいていただきたい。当然これ委員会で資料がないとか聞いていないとかという話にはならないだろうといふふうに思いますので、お願いをしておきたいと思います。

○石山米男 議長 10番奥山議員。

○10番（奥山豊議員） 産業経済部、農業振興のほうでありますけれども、大雄堆肥センター償還、部長の説明にありませんでしたが載っております。合併前に旧横手市と大雄を一緒にやるということを取り組んだ大事業でありました。合併して5年経過して、最近構内の沈下がひどくなってきたなというふうに、地盤沈下であります、舗装あるいはコンクリート関係の地盤沈下であります。償還、そのところを確認したいわけなんですけれども、いつごろまで償還が残っているのか、そしてこの沈下部分に対する補修・修繕等を検討されているのか。

また、あわせまして、この施設は家庭から出る生ごみ、畜産農家の畜ふん等で作る堆肥であります。最近まだ議案には出てきておりませんが、指定管理というふうな言葉が聞こえてきております。その前に、地区住民の方々が最近になって、かなり植物にとっては大切な堆肥であります、人間社会にとっては臭いというふうな苦情であります。その部分が拡大されてきておりますので、そうした対応なくして、私は次の段階に入ることはちょっと考えものだなというふうに思っておりますので、そのにおい等の対策についてどのように現時点で対策を講じられておるのか、将来この施設をどういふふうにより農業振興に結びつけていくのかまでお願いしたいと思います。

○石山米男 議長 産業経済部長。

○藤井孝芳 産業経済部長 まず予算の関係ではありますが、償還金につきましては土地開発公社に対して底地の部分の繰上償還ということで、これはすべてこれで完済になるということで、ただ上屋の部分についてはまだ償還が残っておりますので、それはこの後計画的に償還したいということでございます。

それから堆肥センターのあり方につきましては、さきに産業経済常任委員会の懇談会の際にご相談を申し上げました。最終的にはやはり指定管理にして、製造と供給のほうを活性化を図りたいというのが私どもの考えでございます。ただ、今申されましたように周辺のにおい等について、何回かお電話をちょうだいしております。その対策について、電話をいただいた際は早急に現地に出向きまして、シャッターを閉じるなり、あるいは換気扇をとめるなり、いろいろな手当てを講じまして、そのほうがちょっとおさまったわけでございますが、いずれもう一方では、雄物川地域にあります会社、そういう乳酸菌を扱っている会社がございますが、そちらのほうと今連携をとりながら、においを抑える、いわゆる乳酸菌を研究している会社でございますし、秋田のほうに本社があるわけでございますが、今そこにサンプルを持ち込んでいろいろ調整中でございます。ただ、学者先生が中国の方でございますので、いずれそちらのほうにサンプルを送ったりして、今やっております、ちょっと時間がかかっておりますが、もう少し時間をいただいてしっかり検証して、におい対策に万全の対策を講じたいということを考えておりますので、もうちょっとお待ちいただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○石山米男 議長 ほかに質疑ありませんか。17番菅原議員。

○17番（菅原恵悦議員） 23ページ、お願いしたいんですけれども、民生費の生活保護総務費で一般扶助費なんですけれども、今の説明では、920人を想定したけれども人数が増えているというお話でした。4月には913人が10月には939人と、確かに増えております。数字だけで見ると、やっぱり病気をしてというか、医療費扶助とか介護、これが突出して多くなっている。ですから、これが病気したから生活保護にいった人が多くなったという数字なんですけれども、今のこの社会情勢も含めてそこから辺もあつたのかなという、案外そういうのが多いんだなというふうに見受けられます。それで、これからの推移といいますか、市ではこころ辺をどういうふうに分しなながらこの後の予想といいますか、立てているのか、ちょっとお聞きしたいと思っております。

○石山米男 議長 福祉事務所長。

○石山清和 福祉事務所長 生活保護の状況でございますが、この春から夏、ちょうど8月ぐらいまでは比較的安定してございました。と申しますのは、就労につく方もおられまして、保護を廃止するというふうなケースもございまして、該当する世帯が640から650ぐらいのところまで推移しておったところでありました。ちょうど10月に入りましてですが、9月の段階で派遣切り等々で仕事がない、あるいはそれ以前に退職をして、その後なかなか就労につけない。失業保険のほうも給付が終わったとい

う方々が9月ごろから非常に多くなりました。ハローワークのほうでは若干の有効求人倍率の伸びと
いいですか、好転している部分をお話ししてあるんであります、残念ながら50代の方々が就労につ
けないというふうな、あるいは求職期間が長いと申しますか、そういう実態が顕著にあらわれてまい
りました。やはり50代に入りますと、なかなか新たな職につくというのが難しい現実が、このと
ころ存在しているんだなというふうな認識をしているところであります。

いわゆる来年、23年の3月末までの中で見ますと、約690世帯ぐらいまでに伸びるのかなというふ
うな予想を立てておるところであります。対象にする人員でございますが、大体960人に上るのかと。
ご承知のとおり、生活保護の大半は医療扶助でございます、当然ながら50代の方々の扶養親族の方
に、お父さんであったりお母さんであったりというふうな高齢の扶養親族の方もおられるわけでござ
いまして、そういった意味では、3月までの伸びを見込んだ上での今回の補正というふうな考え方で
補正予算を計上させていただいたところでございました。

以上であります。

○石山米男 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

平成22年度横手市一般会計補正予算（第6号）は、30人の委員で構成する一般会計予算特別委員会
を設置し、この特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思えます。これにご異議ありま
せんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 ご異議なしと認めます。したがって、本補正予算は30人の委員で構成する一般会計
予算特別委員会を設置し、この特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

ただいま設置されました一般会計予算特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項
の規定により、議員全員の30人を議長が指名いたします。

◎議案第147号の上程、説明、質疑、委員会付託

○石山米男 議長 日程第24、議案第147号平成22年度横手市国民健康保険特別会計補正予算（第2
号）を議題といたします。

説明を求めます。福祉環境部長。

○森屋輝夫 福祉環境部長 ただいま議題となりました議案第147号平成22年度横手市国民健康保険特
別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,165万7,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞ
れ114億2,625万9,000円に改めようとするものでございます。

今回の補正予算案につきましては、平成21年度の決算によるものでございます。

それでは歳入のほうから今回は説明させていただきたいと思っておりますので、5ページのほうをご覧くださいと思います。

4款1項1目の療養給付費等交付金につきましては、3,492万5,000円の増額補正をしております。これにつきましては、平成21年度の退職者医療給付費に係る交付金が確定したことによりまして、社会保険診療支払基金のほうから追加交付があったものでございます。

次に、10款1項2目その他繰越金でありますけれども、4,673万2,000円の増額補正をしております。これにつきましては、平成21年度の繰越金でございますが、6月補正時におきまして2億2,000万円ほど計上させていただいております。今般は、決算によりまして繰越額が確定したということで、残額分を計上させていただいております。

次に、歳出についてご説明しますので、次のページをお開き願いたいと思っております。

2款1項2目退職被保険者等療養給付費につきましては、先ほど歳入のほうでご説明申し上げましたように、平成21年度の追加交付があったということで、財源振替でございます。

次に、11款1項3目の償還金でありますけれども、4,976万1,000円の増額補正をしております。これは平成21年度の一般被保険者に係る療養給付費等負担金、国庫負担金でありますけれども、これが確定したことに伴います償還金の補正でございます。

次に、12款予備費でありますけれども、3,189万6,000円を計上しております。これにつきましては、収支の均衡を図るため、予備費のほうに増額補正をしたものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○石山米男 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 質疑なしと認めます。

本案は、厚生常任委員会に付託いたします。

◎議案第148号の上程、説明、質疑、委員会付託

○石山米男 議長 日程第25、議案第148号平成22年度横手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

説明を求めます。福祉環境部長。

○森屋輝夫 福祉環境部長 ただいま議題となりました議案第148号平成22年度横手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明申し上げます。

1ページのほうをご覧くださいと思いますが、本案は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,768万2,000円を減額し、補正後の総額を8億4,629万6,000円に改めようとするものでございます。

こちらのほうも歳入のほうからご説明申し上げたいと思います。

5 ページのほうをご覧くださいと思います。

1 款 1 項 1 目、特別徴収保険料につきましては、5,087万9,000円の減額でございます。それから 2 目の普通徴収保険料につきましては、3,646万円を減額しております。これにつきましては、7月に後期高齢者保険料の本算定が行われまして、それに伴う減額補正でございます。ちなみに平成22年度の当市の 1 人当たりの保険料でございますけれども、軽減後の保険料が 2 万8,489円ということになってございます。県平均が 3 万6,782円ということで、当市のほうが額にしまして8,293円、率にしますと22.5%ほど低いという形で、県内16番目という形になってございます。

それでは次に、3 款 1 項 2 目の保険基盤安定繰入金につきましては、726万6,000円を補正してございます。これにつきましても、保険料改定に伴いまして保険料の軽減分、これにつきまして一般会計のほうから繰り入れすることになりますけれども、これに関する補正でございます。賦課時の被保険者の人数でございますけれども、1 万7,953人ということで、その中で軽減を受けられた方が 1 万2,908人ということで、72%の方が軽減を受けられたというような状況になってございます。

それでは次に、4 款 1 項 1 目繰越金でございますけれども、207万6,000円の増額補正をしております。これにつきましては、平成21年度の決算に伴う、いわゆる保険料の繰越分203万円と、それから事務費の不用額 4 万6,000円の繰越分でございます。この事務費につきましては、一般会計のほうに繰り入れる補正予算を組んでございます。

次のページをお開き願いたいと思います。

次に、5 款 1 項 1 目保険料の還付金につきましては30万円の増額、それから 2 目の還付加算金につきましては 1 万5,000円の増額計上をしております。これにつきましては、被保険者の保険料の所得構成等によりまして、過年度分の保険料の還付分、それから還付加算金として広域連合のほうから交付される収入でございます、歳出でそのまま出ていくというような形になってございます。

次に歳出についてご説明申し上げます。

7 ページのほうをご覧くださいます。

2 款 1 項 1 目後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、7,804万3,000円の減額補正をしております。これにつきましては、先ほど保険料が8,733万9,000円ほど減額をしたということでご説明しましたように、その分が減額になる。合わせまして、保険料の基盤安定の分が726万6,000円増額された。それから平成21年度の保険料の関係で203万円、これがプラス要因になりますので、差し引き7,804万3,000円の減額補正という形になってございます。

次に、3 款 1 項 1 目の保険料の還付金につきましては30万円の増額ということで、2 目の還付加算金についても 1 万5,000円の増額でございますけれども、歳入で申し上げましたように、こちらについては過年度分の所得構成等による還付金、加算金の歳出補正でございます。

次に、3 款 2 項 1 目の一般会計の繰出金につきましては、4 万6,000円の増額補正でございます。

これにつきましても、平成21年度の決算に伴う事務費の繰越分を一般会計に繰り出す補正でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いをいたします。

○石山米男 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 質疑なしと認めます。

本案は、厚生常任委員会に付託いたします。

◎議案第149号の上程、説明、質疑、委員会付託

○石山米男 議長 日程第26、議案第149号平成22年度横手市介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

説明を求めます。福祉事務所長。

○石山清和 福祉事務所長 ただいま議題となりました議案第149号平成22年度横手市介護保険特別会計補正予算（第3号）につきましてご説明申し上げます。

特別会計の1ページをご覧願いたいと思います。

本案は、歳入歳出の予算の総額にそれぞれ6億764万8,000円を追加し、総額を90億2,840万6,000円に改めようとするものでございます。

今回の補正の主な内容でございますが、昨年度開設いたしましたショートステイあるいは訪問介護事業所の関係によりまして、サービス給付関係が非常に大きく伸びたということでございまして、これらを保険給付費に反映させるものとなっております。

それでは歳出からご説明申し上げますので、10ページをご覧いただきたいと思います。

1款でございますが、3項2目認定調査費でございます。214万7,000円を計上してございます。これは、認定調査数が当初の数値よりも増加したということで、今後を含めてそういう増加が見込まれるということでございまして、これに伴う主治医意見書の手数料を追加計上させていただいたところでございます。

続いて2款保険給付費でございますが、1項の介護サービス給付費、合計で5億4,298万3,000円を増額計上させていただきました。この理由でございますが、冒頭でお話ししましたとおり、ショートステイあるいは訪問介護事業所の昨年開設されたものが、本格的な稼働とともにサービス給付が増加したということでございます。特に、居宅介護サービス費につきましては4億6,051万2,000円でございますし、11ページになりますが、居宅介護サービス計画給付費、いわゆるケアプランを作成する給付でございますが、これが1億3,645万4,000円を増額となっております。

次に、11ページから12ページにわたりますが、2項の介護予防サービス等諸費についてでございます。合わせまして966万3,000円を増額してございます。こちら、1目の介護予防サービス給付費、

それから5目の介護予防サービス計画給付費とともに受給者数が当初見込んでおったものより上回っているというふうなことで、今後の見通しを含めて増額をさせていただいたところでございます。

それから同じく12ページの3項でございますが、高額介護サービス等費でございます。1,607万3,000円でございます。

それから、4項の特定入所者介護サービス等費3,661万2,000円、それぞれ増額させていただきました。

次に、4款でございますが、こちらのほうは財源振替というふうなことになってございます。

それから続いて歳入のほうについてご説明申し上げますので、2ページのほうへお戻りいただきたいというふうに思います。

1款の介護保険料でございますが、所得の減少といいますか、そういったことから保険料が当初見込みよりも下回りまして、2,088万3,000円を減額させていただきました。

それから、3款国庫支出金から5款の県支出金まで、これは介護給付費の増に伴うそれぞれの法定負担金の増額でございます。合わせまして4億1,909万円を計上させていただいております。8款繰入金でございますが、1項の一般会計繰入金でございますが、これは市の法定負担金と事務費に係るものを合わせまして7,781万3,000円を増額させていただきました。

次に、同じく繰入金の2項でございますが、基金繰入金でございます。介護給付費準備基金からの繰り入れ、今回は1億3,162万8,000円を計上させていただきました。これは、基金からの繰り入れと申しますのは、計画に盛り込めなかった給付の伸び、あるいは先ほどの保険料の減収の関係です。それから介護報酬の改定が当初予算に反映できておりませんでした。そういったことから、改定の不足分をそれぞれ不測の事態ということで対応させていただくということで、基金からの繰り入れを行っているところでございます。

今回の基金の繰り入れによりまして、今年度の末、平成22年度末の基金残高でございますが、約2億1,030万円になるものと見込んでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○石山米男 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 質疑なしと認めます。

本案は、厚生常任委員会に付託いたします。

◎議案第150号の上程、説明、質疑、委員会付託

○石山米男 議長 日程第27、議案第150号平成22年度横手市障害者支援施設特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

説明を求めます。福祉事務所長。

○石山清和 福祉事務所長 ただいま議題となりました議案第150号平成22年度横手市障害者支援施設特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

特別会計の1ページをご覧いただきたいと思います。

本案は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,083万6,000円を追加し、補正後の総額を3億713万円に改めようとするものでございます。

今回の補正でございますが、大和更生園の施設改修及びユーホップハウスの作業所等の増築工事に係る設計委託業務費用、そしてユーホップハウスの非常勤職員に係る報酬の追加、そして県平鹿地域振興局建設部発注のスノーポールの作成に係る材料代等を補正させていただいたものでございます。

それでは、最初に歳出のほうからご説明申し上げますので、6ページをお開きいただきたいと思えます。

1款1項1目一般管理費でございますが、1,958万6,000円を追加してございます。これはユーホップハウスの利用者の送迎運転業務を行っております非常勤職員の雇用の延長に伴う非常勤の報酬でございます。それから、委託料として1,827万円を増額してございますが、これが大和更生園の老朽化及びバリアフリー化、スプリンクラー設置等々に行う施設改修、それからユーホップハウスの作業所の増築工事に係る設計費用の計上でございます。

次に、3款1項1目授産費でございますが、210万円を増額させていただきました。これはユーホップハウスのスノーポール作成用の原材料等を計上させていただいたものでございます。

次に、5ページのほうへお戻りいただきたいというふうに思います。

2款1項1目でございますが、210万円を物品売払収入に追加計上させていただきました。これはスノーポールの売り上げ代金でございます。それから4款1項1目一般会計繰入金41万3,000円を追加してございます。こちらのほうは、市で委託しております日中一時支援事業の3月までの実績見込みから増額41万3,000円というふうなことでございます。

次に、5款1項1目繰越金でございますが、1,832万3,000円を追加してございます。これは施設改修の工事設計委託料の増額補正分などを含めまして、繰越金で充当して収支の均衡を図っておるものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○石山米男 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 質疑なしと認めます。

本案は、厚生常任委員会に付託いたします。

◎議案第151号の上程、説明、質疑、委員会付託

○石山米男 議長 日程第28、議案第151号平成22年度横手市市営温泉施設特別会計補正予算（第3

号)を議題といたします。

説明を求めます。産業経済部長。

○藤井孝芳 産業経済部長 議案第151号平成22年度横手市市営温泉施設特別会計補正予算(第3号)につきましてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出の総額にそれぞれ432万円を追加いたしまして、補正後の総額をそれぞれ7億5,724万4,000円に改めようとするものでございます。

内容でございますが、5ページをお願いいたします。

歳出でございますが、さくら荘の経営費にレストランの床修繕、それから地デジ対応テレビ等で216万7,000円の増額補正でございます。4目ゆっふるの経営費では、循環ポンプの交換、地デジ対応テレビ、それからシャワー便座の取りかえということで215万3,000円の補正でございます。

なお、歳入につきましては、それぞれさくら荘、ゆっふるの繰越金を計上し、収支の均衡を図っております。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○石山米男 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 質疑なしと認めます。

本案は、産業経済常任委員会に付託いたします。

◎議案第152号の上程、説明、質疑、委員会付託

○石山米男 議長 日程第29、議案第152号平成22年度横手市土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

説明を求めます。建設部長。

○照井康晴 建設部長 ただいま議題となりました議案第152号平成22年度横手市土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ260万円を追加し、総額を1億4,506万8,000円に改めようとするものでございます。

第2条では、地方債の補正について、3ページの第2表地方債補正に記載のとおり、補正後の記載の限度額を880万円とし、1,570万円減額しようとするものでございます。これは、昨年度までの国庫補助事業から社会資本整備総合交付金事業に移行したことにより、起債対象が見直しとなったためでございます。

それでは、歳出の内容についてご説明いたしますので、6ページのほうをお願いいたします。

1款1項3目三枚橋地区土地区画整理事業費において補正額として260万円を増額し、補正後の額を1億4,168万9,000円としております。これは横手駅西口広場の整備進捗を図るため、工事請負費を

増額しようとするものでございます。

次に、歳入の内訳であります。前のページ、5ページをお願いいたします。

1 款国庫支出金では156万円を増額してございます。これは中央線街路事業の今年度事業費が確定したことに伴い、一般会計において減額した地域活力創造交付金を本事業に充当替えるものでございます。

1 つ飛びまして6 款市債では、先ほど申し上げましたように、地方債を1,570万円減額してございます。これに伴う過不足額1,674万円について、一般会計から繰り入れし、歳入歳出収支の均衡を図ってございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○石山米男 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 質疑なしと認めます。

本案は、建設常任委員会に付託いたします。

◎議案第153号の上程、説明、質疑、委員会付託

○石山米男 議長 日程第30、議案第153号平成22年度横手市下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

説明を求めます。上下水道部長。

○粕加屋健市 上下水道部長 ただいま議題となりました議案第153号平成22年度横手市下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

第1条では、歳入歳出予算の総額にそれぞれ670万円を追加いたしまして、総額を30億1,670万円に改めようとするものでございます。

第2条は、地方債の補正でございます。

3ページをお開き願いたいと思います。

流域下水道事業の限度額を1億550万円から1億1,220万円に変更しようとするものでございます。

起債の方法、利率、償還の方法等には変更はございません。

歳出からご説明いたしますので、8ページをお開き願います。

1 款2 項1 目管渠費で、マンホールポンプの修繕料が不足したことによりまして、80万円を委託料から修繕料へ組み替えを行っております。

2 款1 項3 目流域下水道事業費670万円の増額は、県の流域下水道建設事業費の増額に伴う負担金の増額でございます。

3 款1 項公債費は、借換債の償還期間の短縮に伴い、元金170万円の不足額を利子から元金へ組み替え充当するものでございます。

次に、歳入についてご説明申し上げますので、7ページをお開き願いたいと思います。

8款1項1目下水道債に670万円を追加し、収支の均衡を図っております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○石山米男 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 質疑なしと認めます。

本案は、建設常任委員会に付託いたします。

◎議案第154号の上程、説明、質疑、委員会付託

○石山米男 議長 日程第31、議案第154号平成22年度横手市病院事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

説明を求めます。横手病院事務局長。

○佐藤正弘 市立横手病院事務局長 ただいま議題となりました議案第154号平成22年度横手市病院事業会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

第2条は、収益的収入及び支出の予定額を補正するものでございます。それぞれ1億1,626万2,000円を追加いたしまして、補正後の予定額を73億28万9,000円とするものでございます。

第1款市立横手病院につきましては、5,413万5,000円を増額しております。医業収益では2,973万4,000円を増額しておりますが、これは上半期の診療費の状況を勘案して入院収益を6,424万円増額し、外来収益を3,450万6,000円減額するものでございます。

医業外収益では、病床数に対する普通交付税措置が拡充されたことなどにより、他会計負担金を2,440万1,000円増額しております。

2ページをご覧くださいと思います。

横手病院の医業費用で5,413万5,000円を増額しております。負担率の改定によります共済負担金を増額いたしまして、また退職者や育児休業による給料・手当を減額したことなどによりまして、給与費を119万4,000円減額しております。材料費では、化学療法の減などにより薬品費を減額し、一方で手術件数が増えておりますので、診療材料費を増額しております。経費では、重油単価の増による燃料費の増、個室備品のリース等による賃借料の増、医療機器の廃棄等に伴います手数料の増などによりまして、2,665万6,000円を増額しております。また、医療器械の廃棄による資産減耗費に1,915万6,000円を増額しております。

1ページにお戻りいただきたいと思いますが、第2款市立大森病院は、6,212万7,000円を増額しております。医業収益では4,461万2,000円を増額しておりますが、入院収益を894万2,000円、外来収益を3,567万円それぞれ増額しております。医業外収益では、医療秘書等配置促進事業費補助金として、国・県補助金を168万円、普通交付税に措置されております病床割分の1床当たりの額が増額された

ことなどに伴いまして、他会計負担金を1,583万5,000円増額しております。

2ページをご覧いただきたいと思います。

大森病院の医業費用でございますが、6,279万3,000円を増額しております。常勤医師1名と、看護師やコ・メディカルの職員などが増えたこと、あるいは負担金の改定に伴って法定福利費などが増えたことによりまして、給与費を4,414万4,000円増額しております。材料費や経費などにつきましては、今後の手術見込みに伴いまして、所要額を補正しております。医業外費用では66万6,000円を減額しておりますが、これは平成21年度の起債借り入れ分の確定による企業債利息の減額でございます。

第3条は、資本的収入及び支出の予定額を補正するものでございます。

第1款市立横手病院につきましては、資本的収入におきまして他会計出資金を3,120万円、企業債を1億7,490万円それぞれ減額しております。また、資本的支出では、建設改良費で2億100万円を減額しております。これは、増改築事業におきまして、本年度中に事業が完了する予定でございましたが、来年5月まで延びる見込みになったため、本年度の出来高に相当する額で支払いをするために、2億600万円を減額するとともに、14年経過して故障が多いために早急に更新が必要な公用車の購入費を追加するものでございます。

第2款の市立大森病院につきましては、資本的収入におきまして他会計出資金を100万円、企業債を160万円、環境対応車普及促進対策費補助金として国・県補助金を37万5,000円増額しております。資本的支出では、建設改良費に500万円を増額しておりますが、これは1階の障害者用トイレにオストメイト対応のトイレを設備するための事業費と、老朽化によって故障がちになってまいりました空調の温度を制御する自動制御機器を更新するための事業費でございます。なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額5億3,090万8,000円は、過年度分損益勘定留保資金で補てんするものでございます。

3ページの第4条は、継続費の補正でございます。

市立横手病院増改築事業におきまして、事業費の総額を25億8,780万円にするとともに、期間を平成23年度までとして、年割額を改めるものでございます。これは3B病棟の改修工事やナースコール設備の変更などによりまして事業費が増えたことと、来年3月の完成予定が5月になる見込みとなったことによる変更でございます。

4ページをご覧いただきたいと思います。

第5条は、起債の目的、限度額を改めるものでございます。

第6条は、職員給与費を、横手病院は27億8,761万4,000円に、大森病院は12億9,163万6,000円に改めるものでございます。

第7条は、棚卸し資産の購入限度額を16億1,265万6,000円に改めるものでございます。

第8条では、重要な資産の取得・処分について定めておりますが、横手病院の増改築事業に伴いまして、健診センター棟とMR I棟の解体を行おうとするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○石山米男 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 質疑なしと認めます。

本案は、厚生常任委員会に付託いたします。

◎議案第155号の上程、説明、質疑、委員会付託

○石山米男 議長 日程第32、議案第155号平成22年度横手市水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

説明を求めます。上下水道部長。

○粕加屋健市 上下水道部長 ただいま議題となりました議案第155号平成22年度横手市水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

水道補の1ページをお開き願います。

第2条は、収益的支出の予定額の補正でございます。

水道事業費用の総額を17億125万8,000円に877万5,000円を増額し、費用総額を17億1,003万3,000円に改めようとするものでございます。これは、集金業務臨時職員1名増によります報酬等184万9,000円の増額と、当初資本的支出に計上しておりました各地域浄水場や配水施設の構造物診断調査業務委託費692万6,000円を収益的支出に組み替えたことによるものでございます。

第3条は、資本的支出の予定額の補正でございます。

資本的支出の総額17億646万5,000円から692万6,000円を減額いたしまして、支出総額を16億9,953万9,000円に改めようとするものでございます。これは、構造物診断調査業務委託費692万6,000円を収益的支出へ組み替えたことによるものでございます。

次に、水道補の2ページをお開き願います。

第4条の債務負担行為につきましては、公用車1台のリース料を計上しておりましたが、車両の調整により不要となったため、公用車リース料を廃止しようとするものでございます。

第5条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費、職員給与費の変更でございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○石山米男 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 質疑なしと認めます。

本案は、建設常任委員会に付託いたします。

総務文教常任委員会開催のため、暫時休憩いたします。

午後 3時07分 休憩

午後 4時50分 再開

○石山米男 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎会議時間の延長

○石山米男 議長 本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめ延長いたします。

◎議案第128号～議案第135号の委員長報告、質疑、討論、採決

○石山米男 議長 日程第33、議案第128号横手市議会の議決すべき事件を定める条例より日程第36、議案第135号横手市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例までの4件を一括議題といたします。

総務文教常任委員長の報告を求めます。総務文教常任委員長。

【総務文教常任委員長（24番佐々木喜一議員）登壇】

○佐々木喜一 総務文教常任委員長 総務文教常任委員会委員長報告をいたします。

今定例会において総務文教常任委員会に付託になりました案件中、議案4件について、その審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

初めに、議案第128号については、定住自立圏構想の具体的内容について、他の計画との関係についてなどの質疑がありました。

本案について討論はなく、起立採決の結果、出席者起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第133号及び第134号について、質疑、討論はなく、起立採決の結果、出席者起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第135号について、主な質疑と答弁を申し上げますと、労働対価に対する姿勢についてとの質疑に対し、当局より、労使交渉において、地域の事情や流れがそうであるなら、横手市だけがさかのぼらないという特殊な事情を見つけることができなかった。横手市として給与抑制策をとろうとは思っていない。ちなみに、40歳以上の方が0.1%、月額にして200円から600円の減額だが、40歳未満の方については、月給において今回減額もさかのぼりもない。若手職員は上がりも下がりもしない。対象者は1,200人ほどのうち686人となっているとの答弁がありました。

そのほか、県の勧告から労使交渉まで時間があき過ぎではないか。横手市内の中小企業の状況からすると、公務員と民間はかなりの較差がある。組合員との信頼関係は大丈夫かなどの質疑がありました。

本案について討論はなく、起立採決の結果、起立多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、総務文教常任委員会の報告を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○石山米男 議長 議案第135号に対し、鈴木勝雄議員外6人から修正の動議が提出されました。提出者から趣旨説明を求めます。立身万千子議員。

【7番（立身万千子議員）登壇】

○7番（立身万千子議員） 議案第135号横手市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部を、次のように修正する案を述べます。

附則第2項を削り、附則第3項を附則第2項とする。

附則第4項中「前2項」を「前項」に改め、同項を附則第3項とする。

附則第5項を附則第4項とし、附則第6項を附則第5項とする。

すなわち、当局案における附則の第2項を削除するという提案です。

提案理由を申し述べます。

横手市役所では、横手市職員労働組合、自治労横手市職員労働組合、市立横手病院労働組合とそれぞれ3つの労働組合が公務労働者の生活と権利を守るよりどころとなっています。今回、そのすべての組合が一致団結して人事院勧告に伴う給与条例改正案が上程されたことに対し、年額調整は実施しないこと、そして誠実な労使交渉を尽くしてから議会提案することの2点を市長に求めてほしいと、議会、ひいては市民に訴えています。

そこでは、給与と一時金両方の引き下げという勧告は、不本意ながらも市内の雇用・経済情勢をかんがみ、やむを得ないと理解するとしています。しかし、過去4月にさかのぼっての減額調整だけは、生活給である側面から実施しないでほしいという声は妥当であると考えます。

さらに、管理職手当について、当局が表明していた2分の1の復元であっても、部長クラスの給与はトータルでプラス会計になる上、聞くところによると、先般完全に復元することを部局長会議で決定したとのこと。本来であれば、痛みを分かち合うべきところ、誠実に妥協点を探ってきた労働組合との交渉は打ち切るといった当局の誠意のなさは、市役所で働く労働者のみならず、市民に対するあらゆる行政分野で問われるものと懸念せざるを得ません。また、我が国では公務員の賃金が一般企業の待遇の基準となっており、今日の深刻な社会経済情勢のもとで年額調整が普及されれば、市民生活に大きな影響を及ぼすことを憂慮します。

以上の理由から、修正案を提案するものです。

議員各位には趣旨をお酌みいただき、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○石山米男 議長 ただいまから委員長の報告並びに修正案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 討論なしと認めます。

ただいまから議題となっております案件中、議案第128号横手市議会の議決すべき事件を定める条例を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○石山米男 議長 起立多数であります。したがって、議案第128号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議題となっております案件中、議案第135号横手市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を起立により採決いたします。

まず、本案に対する鈴木勝雄議員外6人から提出された修正案について起立により採決いたします。本修正案に賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○石山米男 議長 起立少数であります。したがって、修正案は否決されました。

次に、原案について起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○石山米男 議長 起立多数であります。したがって、議案第135号は原案のとおり可決されました。

次に、議題となっております案件中、議案第134号横手市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び横手市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○石山米男 議長 起立全員であります。したがって、議案第134号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第133号横手市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○石山米男 議長 起立全員であります。したがって、議案第133号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎休会について

○石山米男 議長 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

明11月26日から12月5日までの10日間休会いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 ご異議なしと認めます。したがって、明11月26日から12月5日までの10日間休会することに決定いたしました。

12月6日は午前10時から本会議を開きます。

◎散会の宣告

○石山米男 議長 本日はこれで散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後 5時03分 散会

